

愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時 令和7年1月15日（水）13：30～16：00

場所 県議会議事堂 4階 総務企画委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 届出案件についての審議

[届出] 3件

- ・（仮称）m a c 大洲北只店（大洲市）…………… 1～6
- ・ドラッグコスモス北高下店（今治市）…………… 7～12
- ・（仮称）スポーツ小売計画店舗（松山市）…………… 13～19

4 その他

- （1）次回以降の審議案件の概要等…………… 20
- （2）フォローアップ調査について…………… 21

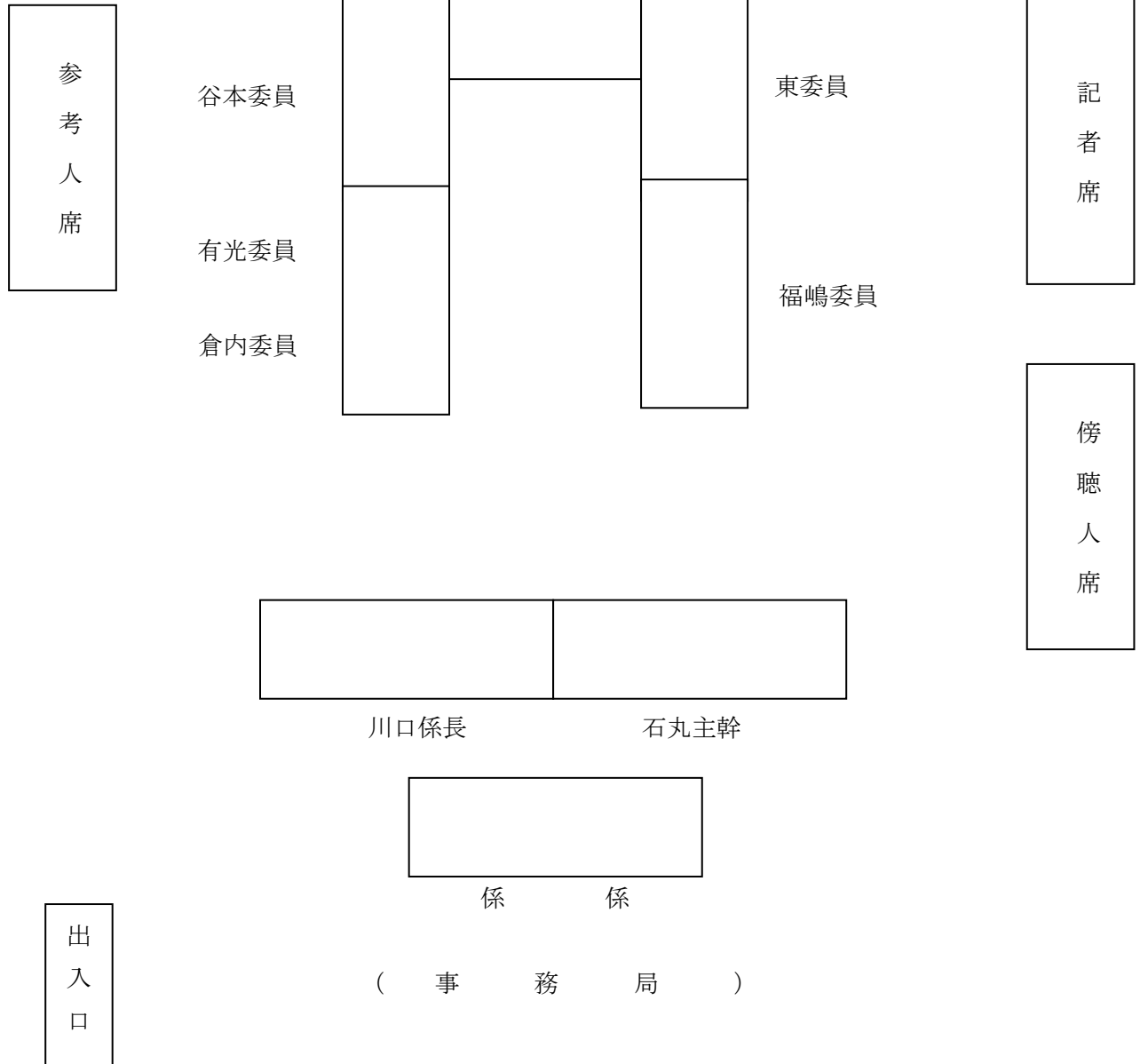
5 閉 会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

日時 令和7年1月15日（水）13：30～16：00

場所 県議会議事堂4階総務企画委員会室

（会 長）



(仮称) mac 大洲北只店 (新設) 届出概要

店舗の名称	(仮称) mac 大洲北只店
所在地	大洲市北只 1 7 0 - 1
設置者 (本社)	村上工業株式会社 (大洲市)
小売業者 (販売物品)	株式会社大屋 (医薬品及び医薬部外品、日用雑貨、化粧品、食料品 等)
新設年月日	令和 7 年 2 月 7 日
店舗面積	1, 3 8 0 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	6 7 台 (基準値 5 3 台)
(2) 駐輪場の収容台数	4 0 台 (参考値 4 0 台)
(3) 荷さばき施設の面積	7 0 . 0 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	7 . 0 m ³ (基準値 6 . 2 6 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前 9 時～午後 1 0 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	4 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日 令和 6 年 6 月 6 日

○公告年月日 令和 6 年 6 月 1 8 日

○説明会開催日 令和 6 年 7 月 2 6 日 (届出日から 2 か月以内)

○県意見提示期限 令和 7 年 2 月 7 日 (届出日から 8 か月以内)

(仮称) mac 大洲北只店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
Ⅰ 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、店舗設置市と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：指定なし	○
3 深夜営業についての考え方	・深夜営業は行わない。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年7月19日（金）19：00～ ・場所：大洲市南久米コミュニティセンター 大ホール （大洲市北只58番地） ・出席者：6名	○
5 対応策の履行	・竣工までの間、小売業者である株式会社大屋、設計会社及び施工会社で工程会議を行う。 ・株式会社大屋の開発グループが主導し、オープン時または店舗責任者（店長）の異動時に届出内容について説明する。店舗責任者が従業員に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・開店後、交通量の変化により周辺地域や生活道路に影響が生じた場合、また、地元警察署から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合は、店長が状況を確認のうえ、関係機関と協議し対応する。 ・顧客や地域住民等外部からの意見や苦情等は、店舗案内カウンターまたは店内の従業員が承り、店長に報告し、内容によっては株式会社大屋の担当部署にて対応する。また、駐車場騒音など予測と実態に著しい乖離が生じた場合には、行政と協議し誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時、イベント時、年末年始等繁忙時には、状況に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行う。 ・繁忙時に駐車場が不足した場合、従業員駐車場を来客用に開放する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・市からの広報設置・配布依頼に協力する。 ・随時店舗周辺の清掃活動を実施する。 ・地域、県内事業者に清掃等業務委託し、商品の取引も行う。 ・パートの地元雇用や正社員としての登用制度を行う。 ・育児休業等を導入し、女性でも働きやすい職場づくりを行う。 ・高齢者の雇用を積極的に行う。 ・学生の職場実習やインターンシップを受け入れる。 ・駐車場利用可能時間帯以外も、冬場のタイヤチェーン取り付け場所として開放する。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「紅葉天の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化防止」などについて、誠意をもって対応する。	○
Ⅱ 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 （1）駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：67台（一般用65台 身障者用2台） ・指針基準値による必要台数53台を確保している。	○

② 駐車場の位置及び構造等	・店舗敷地内に設け、平面自走式駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を4箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の84台/時を上回る。	○
③ 駐輪場の確保等	収容台数：40台 ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）による必要駐輪台数40台を充足している。 ・自動二輪車は来客用駐車場を共用で利用する。	○
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：70㎡ ・荷さばき施設は処理能力（2台/時）を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷（1台/時）を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は30分。	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	（経路の設定） ・商圈を半径約6kmとし、国道56号線、国道56号線大洲道路及び市道北只線を主要アクセス経路とする。 【北方面】ゾーンA （来店） 国道56号線を南進→北只交差点を右折→出入口2を左折により来店 （退店） 出入口3を左折→北只交差点を直進→国道56号線を北進により退店 【東方面】ゾーンB （来店） 国道56号線大洲道路を西進→北只交差点を直進→出入口2を左折により来店 （退店） 出入口3を左折→北只交差点を右折→国道56号線大洲道路を東進により退店 【南西方面】ゾーンC （来店） 国道56号線を北東進→青少年交流の家入口交差点を右折→市道北只線を北東進→出入口3を左折により来店 （退店） 出入口1を左折→国道56号線を南西進により退店 （円滑な入出庫対策） ・出入口1は左折退場にご協力頂く旨の場内看板を設置し、退場車線には色分けを施す。また、外側に向けて「右折入場はご遠慮ください」の場内看板を設置する。 ・出入口2は右折退場を禁止する旨の場内看板を設置し、退場車線には色分けと左折矢印の路面標記を施す。また、外側に向けて「右折入場はご遠慮ください」の場内看板を設置する。 ・出入口4について、ガソリンスタンドを利用するお客様以外は使用を遠慮していただく旨の場内看板を設置する。 ・新聞の折込チラシに案内図等を印刷し配布する。 ・オープン時、イベント時、年末年始等繁忙時には、状況に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な車両の誘導・整理を行う。 ・開店後、交通量の変化により周辺地域や生活道路に影響が生じた場合、また、地元警察署から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合は、店長が状況を確認のうえ、関係機関と協議し対応する。	○
(2) 歩行者の通行の利便の確保	・出入口1～3について、出入口前面を通行する歩行者・自転車と入出庫車両が交差することから、入出庫の際は通行する歩行者・自転車に	○

	注意する旨の場内看板を設置し、来客車両の円滑な入出庫並びに歩行者・自転車の安全確保を図る。 ・店舗は極力段差のない構造とし、車椅子ご利用の方、お年寄りの方、お子様、妊婦の方など、すべてのお客様に安全で快適にご利用いただける店づくりを行う。	
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについて	・ごみの分別を行う。 ・段ボール、空き缶・空き瓶は分別収集して再資源化を図る。	○
(4) 防災・防犯対策への協力	・定期的に火災訓練を実施する。 ・交通安全を啓発するポスターを店内に設置する。 ・防災対策について、行政等から依頼があれば、可能な範囲で協力する。 (災害時の資材置き場等を想定している) ・防犯対策について、警備員の巡回や防犯カメラ設置による死角の排除、光害にならない範囲での照明設備設置などを実施する。 ・警察と随時協議・調整を行いながら防犯・交通安全等の対策に取り組んでおり、今後も警察との協力体制を継続し、店舗運営に当たる。なお、自治会・PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。	○
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策) ・荷さばき施設の十分な作業スペースの確保、アイドリングの禁止、作業員への騒音防止意識徹底などにより、騒音の低減を図る。 ・荷さばき業者に対し、時速 10km 以下の低速走行を周知徹底する。 (BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策) ・屋外への営業宣伝活動は行わない。 (設備機器に係る騒音対策) ・店舗の営業に係る空調機用室外機や有圧換気扇の使用は閉店時刻までとする。 ・新しく設置する定常騒音発生設備については、低騒音機器を導入する。 ・騒音発生設備の定期的なメンテナンスを行い、予測と実態に著しい乖離が生じた場合には、修理や設備交換・移設を行うなど、必要な対策を講じる。 (駐車場の騒音対策) ・駐車場から発生する来客車両等騒音について、適切な誘導により、無駄なアイドリング音や走行音の低減を図る。 (廃棄物収集作業に係る騒音対策) ・早朝、夜間には回収を行わない。(収集時間帯：午前 9 時～午後 5 時) ・廃棄物保管施設の十分な作業スペースの確保、アイドリングの禁止、作業員への騒音防止意識徹底などにより、騒音の低減を図る。 ・廃棄物収集業者に対し、時速 10km 以下の低速走行を周知徹底する。 (その他) ・苦情等が発生した場合は、速やかに発生源対策を講じる。	○

② 騒音の予測・評価

等価騒音レベル

【昼間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	60	46.0
A 2 F			45.6
B 1 F			40.8
B 2 F			49.3
C 1 F			41.5
C 2 F			41.5
D 1 F			40.9
D 2 F			41.6

【夜間】 (単位：dB)

地点	類型	基準値	予測値
A 1 F	C	50	37.5
A 2 F			37.1
B 1 F			29.0
B 2 F			35.4
C 1 F			32.1
C 2 F			32.2
D 1 F			31.9
D 2 F			31.9

※C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。

夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)

地点	区域	基準値	予測値
a 1 F	第3種	50	55.9
a 2 F			54.9
b 1 F			47.3
b 2 F			47.2
c 1 F			52.2
c 2 F			50.0
d 1 F			50.3
d 2 F			50.0

※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

夜間の騒音発生源ごとの最大値についてb地点においては基準値を下回ったものの、a地点、c地点及びd地点においては、自動車走行音により基準値を超過した。

地点	区域	基準値	予測値
a 1 F	第3種	50	49.4
a 2 F			48.4
c 1 F			45.7
c 2 F			43.5
d 1 F			43.8
d 2 F			43.5

基準値を超過した自動車走行音について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。

なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応する。

(2) 廃棄物に係る事項等

① 廃棄物等の保管

廃棄物保管施設の容量 7.0m³

・指針で定める必要な廃棄物保管容量 6.26 m³を確保している。

② 廃棄物等の処理

・屋内で適切に保管する。
・許可業者による運搬・処理を行い、敷地内での処理は行わない。

③ その他設置者としての廃棄物等に関連す

・生ごみの異臭対策として、生ごみ用冷蔵庫を設置予定。

る対応方針について		
(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・色合い等、違和感の生じないデザインとしている。 (光害対策) ・広告塔照明及び場内証明は周辺民家に影響がないよう、方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から駐車場閉鎖時刻までに限り、その他の時間帯は消灯する。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者トイレを設置する。 ・身障者用駐車場 (5.0m×5.0m : 2 台) を店舗出入口付近に設置する。	○
環境への配慮	・省エネ照明器具の設置や空調温度の適切な設定を行う。	○

(仮称) mac 大洲北只店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
大洲市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

ドラッグコスモス北高下店（新設）届出概要

店舗の名称	ドラッグコスモス北高下店
所 在 地	今治市北高下二丁目 883 番 1 外
設 置 者 (本社)	株式会社コスモス薬品 (福岡県)
小 売 業 者 (販売物品)	株式会社コスモス薬品 (医薬化粧品、住・生活関連用品、食料品等)
新設年月日	令和 7 年 2 月 14 日
店 舗 面 積	1 , 3 8 4 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	4 7 台 (基準値 4 7 台)
(2) 駐輪場の収容台数	2 0 台 (参考値 4 0 台)
(3) 荷さばき施設の面積	4 0 . 5 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	1 3 . 5 m ³ (基準値 6 . 4 8 2 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前 9 時 ~ 午後 1 0 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 1 0 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	1 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時 ~ 午後 1 0 時

○届出年月日 令和 6 年 6 月 13 日

○公告年月日 令和 6 年 6 月 25 日

○説明会開催日 令和 6 年 8 月 1 日（届出日から 2 か月以内）

○県意見提示期限 令和 7 年 2 月 13 日（届出日から 8 か月以内）

ドラッグコスモス北高下店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、店舗設置市等と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：準工業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・深夜営業は行わない。	○
4 説明会の開催	開催日：令和6年8月1日（木）18：00～ 場 所：今治市鳥生公民館 大会議室 （今治市土橋町1-8-42） 出席者：6名	○
5 対応策の履行	・施工担当業者である大和リース株式会社と設置者である株式会社コスモス薬品、立地法担当の株式会社五星とで、届出図面と施工現場との確認を行う。 ・設置者の開発（立地法）担当者から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。また、従業員へは社員教育時に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で、場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど、誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・必要に応じて、出入口付近に交通整理員を1名程度配置する。 ・オープン時には、従業員駐車場を来客用として一部開放する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば受け入れを検討する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時においては地元自治会等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・定期的に（週1～2回程度）店舗周辺の清掃を行う。 ・万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化防止」などについて誠意をもって対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 （1） 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：47台（一般用46台 身障者用1台） ・指針基準値による必要台数47台を確保している。	○
② 駐車場の位置及び構造等	・駐車場は平面自走式であり、入口にゲート等は設置しない。 ・出入口は1箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台／時間であり、ピーク時	○

	来店台数の 74 台/時を上回る。																
③ 駐輪場の確保等	収容台数：20 台 - 大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積 35 m²あたり 1 台）によると必要駐輪台数は 40 台となるが、既存類似店舗（県内 3 店舗）のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は 8 台と予測される。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>店舗名</th><th>店舗面積</th><th>ピーク時滞留台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久万ノ台店</td><td>1,346 m²</td><td>3 台 (2.23 台/千m²)</td></tr> <tr> <td>三津浜駅店</td><td>1,494 m²</td><td>8 台 (5.35 台/千m²)</td></tr> <tr> <td>松山別府店</td><td>1,538 m²</td><td>6 台 (3.90 台/千m²)</td></tr> <tr> <td>北高下店 (計画店舗)</td><td>1,384 m²</td><td>8 台 (5.35 台×1.384 千m²)</td></tr> </tbody> </table> - 自動二輪車については、駐輪場を共用で利用する。	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	久万ノ台店	1,346 m ²	3 台 (2.23 台/千m ²)	三津浜駅店	1,494 m ²	8 台 (5.35 台/千m ²)	松山別府店	1,538 m ²	6 台 (3.90 台/千m ²)	北高下店 (計画店舗)	1,384 m ²	8 台 (5.35 台×1.384 千m ²)	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数															
久万ノ台店	1,346 m ²	3 台 (2.23 台/千m ²)															
三津浜駅店	1,494 m ²	8 台 (5.35 台/千m ²)															
松山別府店	1,538 m ²	6 台 (3.90 台/千m ²)															
北高下店 (計画店舗)	1,384 m ²	8 台 (5.35 台×1.384 千m ²)															
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：40.5 m² - 処理能力(6 台/時)を確保しており、ピーク時 1 時間の搬入車両による負荷(1 台/時)を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は 20 分。	○															
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	(経路の設定) 商圈を半径 1km とし、市道鳥生大浜八町線を主要アクセス経路とする。 【北方面】ゾーン A (来店) 県道今治波方港線を南東進→交差点①を左折→市道鳥生大浜八町線を北東進→出入口を左折により来店 (退店) 出入口を左折→市道鳥生大浜八町線を北東進→交差点②を左折→市道内港喜田村線を北進により退店 【北東方面】ゾーン B (来店) 市道鳥生大浜八町線を南西進→交差点②を左折→市道内港喜田村線を南進→市道喜田村松木線との交差点を右折→市道喜田村松木線を南西進→県道今治波方港線との交差点を右折→県道今治波方港線を北西進→交差点①を右折→出入口を左折により来店 (退店) 出入口を左折→市道鳥生大浜八町線を北東進→交差点②を直進により退店 【東方面】ゾーン C (来店) 市道内港喜田村線を南進→市道喜田村松木線との交差点を右折→市道喜田村松木線を南西進→県道今治波方港線との交差点を右折→県道今治波方港線を北西進→交差点①を右折→出入口を左折により来店 (退店) 出入口を左折→市道鳥生大浜八町線を北東進→交差点②を右折→市道内港喜田村線を南進により退店 【南方面】ゾーン D (来店) 県道今治波方港線を北西進→交差点①を右折→出入口を左折により来店 (退店) 出入口を左折→市道鳥生大浜八町線を北東進→交差点②を右折→市道内港喜田村線を南進→により退店 【南西方面】ゾーン E	○															

	(来店) 市道鳥生大浜八町線を北東進→出入口を左折により来店 (退店) 出入口を左折→市道鳥生大浜八町線を北東進→交差点②を左折→市道内港喜田村線を北進→市道臨港線との交差点を左折→市道臨港線を南西進→県道今治波方港線との交差点を左折→県道今治波方港線を南東進→交差点①を右折→市道鳥生大浜八町線を南西進により退店 (円滑な入出庫対策) ・出入口付近に出入口を示す看板を設置する。 ・新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・交通整理員は出入口付近に1名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・オープン時及び平常時において、来客車両による渋滞等により周辺に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況確認し、関係機関との協議により対応する。																									
(2) 歩行者の通行の利便の確保	・出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。 ・出入口前面道路は通学路に指定されていないが、安全確認を促すため歩行者・自転車に注意する旨記載した看板を設置する。 ・出入口付近の見通しを確保した構造とし、歩行者の通行に配慮する。 ・業務車両出入口前面道路は鳥生小学校の通学路に指定されているため、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。	○																								
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	・商品の簡易包装、梱包に努める。 ・ダンボールの再資源化を図る。	○																								
(4) 防災・防犯対策への協力	・地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討のうえ協力する。 ・警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 ・駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖する。 ・定期的巡回による青少年等の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。	○																								
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策) ・十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。 ・可能な車両については、アイドリング停止を徹底する。 (廃棄物収集作業に係る騒音対策) ・夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前8時～午後10時) (設備機器に係る騒音対策) ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機種を導入する。また、定期的な保守点検により故障等による異音の発生を防ぐ。 (BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策) ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 (その他) ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。	○																								
② 騒音の予測・評価	等価騒音レベル <table><tr><th colspan="4">【昼間】 (単位：dB)</th><th colspan="4">【夜間】 (単位：dB)</th></tr><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)				地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値									○
【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)																						
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値																			

※ B類型：主として住居の用に供される地域 ※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。 夜間の騒音発生源ごとの最大値（単位：dB） <table><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>A' 1 F</td><td rowspan="8">第3種</td><td rowspan="8">50</td><td>37.4</td></tr><tr><td>A' 2 F</td><td>37.3</td></tr><tr><td>B' 1 F</td><td>55.3</td></tr><tr><td>B' 2 F</td><td>54.3</td></tr><tr><td>C' 1 F</td><td>50.5</td></tr><tr><td>C' 2 F</td><td>50.2</td></tr><tr><td>D' 1 F</td><td>54.9</td></tr><tr><td>D' 2 F</td><td>53.9</td></tr></table> ※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 夜間の騒音発生源ごとの最大値についてA' 1 F～A' 2 F地点においては基準値を下回ったものの、B' 1 F～D' 2 F地点においては、来客車両走行音により基準値を超過した。 <table><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>B' 1 F</td><td rowspan="6">第3種</td><td rowspan="6">50</td><td>34.5</td></tr><tr><td>B' 2 F</td><td>33.5</td></tr><tr><td>C' 1 F</td><td>29.7</td></tr><tr><td>C' 2 F</td><td>29.4</td></tr><tr><td>D' 1 F</td><td>34.1</td></tr><tr><td>D' 2 F</td><td>33.1</td></tr></table> これらの基準値を超える音源（来客車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。 なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。	地点	区域	基準値	予測値	A' 1 F	第3種	50	37.4	A' 2 F	37.3	B' 1 F	55.3	B' 2 F	54.3	C' 1 F	50.5	C' 2 F	50.2	D' 1 F	54.9	D' 2 F	53.9	地点	区域	基準値	予測値	B' 1 F	第3種	50	34.5	B' 2 F	33.5	C' 1 F	29.7	C' 2 F	29.4	D' 1 F	34.1	D' 2 F	33.1	
	地点	区域	基準値	予測値																																					
	A' 1 F	第3種	50	37.4																																					
	A' 2 F			37.3																																					
	B' 1 F			55.3																																					
	B' 2 F			54.3																																					
	C' 1 F			50.5																																					
	C' 2 F			50.2																																					
	D' 1 F			54.9																																					
	D' 2 F			53.9																																					
	地点	区域	基準値	予測値																																					
	B' 1 F	第3種	50	34.5																																					
	B' 2 F			33.5																																					
	C' 1 F			29.7																																					
	C' 2 F			29.4																																					
	D' 1 F			34.1																																					
	D' 2 F			33.1																																					
(2) 廃棄物に係る事項等																																									
① 廃棄物等の保管				○																																					
② 廃棄物等の処理				○																																					
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について				○																																					

(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。 (光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺民家に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没から閉店後 30 分までに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 1 台) を確保する。 ・バリアフリースイレを設置する。	○
環境への配慮	・照明設備はLEDとし、消費電力の低減に努める。	○

ドラッグコスモス北高下店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
今治市	業務用車両出入口前面の道路（市道衣干鳥生線：鳥生小学校通学路の指定あり）について、鳥生小学校から下校する児童生徒の安全確保のため、荷さばきを行う時間帯や特定の時間帯における業務用車両の出入口を一時的に変更する等、通学路に注意する旨記載した看板の設置以外の対策を講じる必要がある。	現況を確認し、下校時間帯に重複する場合は荷さばきを行う時間帯の変更など対策を検討する。	○
	「図面 3 建物配置図」内の (※) - (N) について、一般車両と業務用車両の区域を昼夜問わず明確に表示し、視覚的に分かりやすくする等、安全対策を講じることが望ましい。	来客駐車場から見える南向きに「立入禁止」看板をプラチエーンから吊り下げる。	○
	「図面 3 建物配置図」内の身障者用駐車場（番号 43）について、店舗に入る際には駐車場内の車道を横断する必要があるため、歩車分離できていない状態であるため、安全対策を講じることが望ましい。	開店後状況を確認した上で、当該箇所の通行量によっては歩道・停止線の路面標示等対策を検討する。	○
一般住民等	意見なし	—	○

○県の意見（案） 意見なし

(仮称) スポーツ小売計画店舗 (新設) 届出概要

店舗の名称	(仮称) スポーツ小売計画店舗
所在地	松山市余戸東一丁目 114 番 1 外
設置者 (本社)	株式会社アルペン (愛知県)
小売業者 (販売物品)	株式会社アルペン (スポーツ用品全般)
新設年月日	令和 7 年 2 月 2 7 日
店舗面積	2, 9 5 1 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	9 5 台 (基準値 9 4 台)
(2) 駐輪場の収容台数	7 8 台 (参考値 8 5 台)
(3) 荷さばき施設の面積	2 5 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	1 5 . 3 8 m ³ (基準値 9 . 1 5 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前 9 時～午後 1 0 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	2 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日 令和 6 年 6 月 2 6 日

○公告年月日 令和 6 年 7 月 9 日

○説明会開催日 令和 6 年 8 月 2 0 日 (届出日から 2 か月以内)

○県意見提示期限 令和 7 年 2 月 2 6 日 (届出日から 8 か月以内)

(仮称) スポーツ小売計画店舗指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・国（松山河川国道事務所）、所轄警察署（松山東警察署）、店舗設置市、近隣小・中学校と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：第1種住居地域、近隣商業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・夜間、通行者に支障がない程度の照明灯を設置する。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年8月20日（火）18：00～18：30 ・場所：余土公民館 2階 学習室 （松山市余戸東 4-4-34） ・出席者：2名	○
5 対応策の履行	・施工業者である大和ハウス工業株式会社及び大規模小売店舗立地法の担当である株式会社エス・ティ・イー総合企画において、定期的に確認作業を行う。 ・届出事項及び配慮事項について、株式会社アルペン開発担当者が従業員に対し既存店舗研修時やオープン前に開催する会議等で周知する。また、従業員交代時には、店長より教育を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・オープンに伴い、新たに発生する交通量によって周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の周辺地域の生活道路に影響が生じた場合や、日常の店舗運営に伴い、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長及び店舗開発担当者が状況を確認し、関係機関と協議の上対応する。 ・騒音問題については、予測の結果、店舗から発生する騒音が周辺地域へ与える影響は少ないものと推察されるものの、オープン後、地元住民等から苦情を受けた場合には、店長が状況確認を行い、得られた情報については、遅滞なく店舗開発担当者が報告を受け、騒音発生源対策（遮音壁の設置、設備機器の配置、駐車場の利用制限等）を含め誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。	○
8 地域貢献に関する取組み	・従業員の採用にあたっては、地域から優先的に雇用する。 ・定期的に店舗周辺の清掃活動に取り組む。 ・地域の祭りや各種行事について地域自治会から申し出があれば協力を検討する。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 （1）駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：95台（一般用92台 身障者用3台） ・指針基準値による必要台数94台を確保している。	○

② 駐車場の位置及び構造等	・駐車場は2箇所設け、いずれも自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を各駐車場それぞれ1箇所ずつ設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台／時間であり、ピーク時来店台数の93台/時を上回る。	○									
③ 駐輪場の確保等	収容台数：78台 ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）によると必要駐輪台数は85台となるが、松山市の「建築物に附置する駐車施設に関する条例」に基づく必要駐輪台数53台を確保している。 ・自動二輪車及び原動機付自転車については、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は1台と予測される。 <table border="1" data-bbox="550 593 1356 772"> <thead> <tr> <th>店舗名</th><th>店舗面積</th><th>ピーク時滞留台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルペン大洲店</td><td>2,439㎡</td><td>1台(0.4台/千㎡)</td></tr> <tr> <td>(仮称)スポーツ小売計画店舗</td><td>2,951㎡</td><td>1台(0.4台×2.951㎡)</td></tr> </tbody> </table> ・自動二輪車は、駐車場を共用で利用する。	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	アルペン大洲店	2,439㎡	1台(0.4台/千㎡)	(仮称)スポーツ小売計画店舗	2,951㎡	1台(0.4台×2.951㎡)	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数									
アルペン大洲店	2,439㎡	1台(0.4台/千㎡)									
(仮称)スポーツ小売計画店舗	2,951㎡	1台(0.4台×2.951㎡)									
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：25㎡ ・処理能力(3台/時)を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷(2台/時)を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は20分。	○									
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	(経路の設定) ・商圈を半径2kmとし、国道56号線、県道松山松前伊予線、市道石井392、393号線、市道余土96、142、238、239号線を主要アクセス経路とする。 【北方面】 (来店) 県道松山松前伊予線を南西進→交差点③を左折→市道余土238号線を東進→交差点①を左折→国道56号線を北東進→出入口1又は2を左折により来店 (退店) 出入口1又は2を左折→国道56号線を北東進により退店 【東方面①】 (来店) 市道余土96号線を南西進→交差点⑤を直進→市道余土96号線を南西進→交差点④を右折→国道56号線を北東進→出入口1又は2を左折により来店 (退店) 出入口1又は2を左折→国道56号線を北東進→交差点②を右折→市道余土142号線を南進→交差点⑤を左折→市道余土96号線を北東により退店 【東方面②】 (来店) 市道石井393号線を北西進→交差点①を右折→国道56号線を北東進→出入口1又は2を左折により来店 (退店) 出入口1又は2を左折→国道56号線を北東進→交差点②を右折→市道余土142号線を南進→交差点⑤を左折→市道余土96号線を北東により退店 【南方面】 (来店) 国道56号線を北東進→交差点④を直進→国道56号線を北東進→交	○									

	差点①を直進→国道 56 号線を北東進→出入口 1 又は 2 を左折により来店 (退店) 出入口 1 又は 2 を左折→国道 56 号線を北東進→交差点②を右折→市道余土 142 号線を南進→交差点⑤を右折→市道余土 96 号線を南西進→交差点④を左折→国道 56 号線を南西進により退店 (円滑な入出庫対策) ・建物敷地東側に広告塔（案内表示看板）を設置する。 ・オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載する。 ・オープン時や繁忙期には、交通整理員を各出入口付近に配置する。 ・平常時のピーク時において、来店車両の影響で周辺道路に混雑が生じる状況になれば、従業員にて来店車両の誘導を行う。 ・オープン時対策として、事前に地元警察署と協議を行い、来店車両の誘導及び歩行者の安全対策に努める。 ・オープンに伴い、交通渋滞等の周辺地域に影響が生じた場合や、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	・横断歩行者と入出庫車両との車両輻輳事故防止のため、出入口に停止線と「とまれ」の路面表示を行い、帰宅車両の一旦停止と横断歩行者の安全確認を促す。	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	・過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・商品梱包用段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。	○
(4) 防災・防犯対策への協力	・災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗が扱っている物資の緊急時における提供について、要請があれば協議検討の上協力する。 ・駐車場内に適切な照明設備を配置し、死角を排除するなど、青少年のたまり場となることを防止する。 ・防犯責任者を設置するとともに、警察署との連携が図れるよう緊急時の防犯体制を整備する。 ・店内巡回や声かけ等により、事前に犯罪を抑制するとともに、少年非行防止の観点から見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置など、万引き防止等の防犯対策を講じる。 ・閉店後には、店舗周辺部や駐車場への蟻集を防止するため、駐車場出入口をバリカー等で閉鎖する。	○

2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策) ・荷さばき施設は、住居等が面していない場所に設置する。 ・十分な作業スペースを確保するとともに、荷さばき搬入計画に基づいて行うことで作業時間の短縮に努める。 ・荷さばき車両のアイドリングを禁止するなど、作業員による騒音防止を徹底する。 (廃棄物収集作業に係る騒音対策) ・早朝、夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前 8 時～午後 6 時) ・ゴミの排出量を削減し、収集時間の短縮を図る。 ・業者には、騒音抑制の意識を徹底させるとともに、エンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。 (設備機器に係る騒音対策) ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により、故障等による異音の発生を防ぐ。 (駐車場の騒音対策) ・オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図ることで、渋滞の発生による騒音を防止する。 ・駐車場利用時間外には出入口をバリカー等で閉鎖し、外部からの侵入者が騒音を発生することがないように配慮する。 ・看板の設置により、駐車場内での徐行運転(10km/h 以下)やアイドリング禁止を励行する。 (BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策) ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 (その他) ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。	○
---	---	---

② 騒音の予測・評価	等価騒音レベル							
	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)			
	地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値
	A	C	60	42.5	A	C	50	27.1
	B 1 F	B	55	42.3	B 1 F	B	45	32.6
	B 2 F			42.4	B 2 F			32.6
	C 1 F	C	60	40.6	C 1 F	C	50	36.4
	C 2 F			40.4	C 2 F			36.2
	C 3 F			40.2	C 3 F			35.9
	C 4 F			39.9	C 4 F			35.5
	D 1 F			41.0	D 1 F			37.3
	D 2 F			40.9	D 2 F			37.2
	D 3 F			40.7	D 3 F			36.8
	E 1 F			54.6	E 1 F			34.5
	E 2 F			52.6	E 2 F			34.3
	※B類型：主として住居の用に供される地域							
	※C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域							
	等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。							
	夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB)							
	地点	区域	基準値	予測値				
	a	第3種	50	39.5				
	b	第2種	45	44.5				
	c	第3種	50	55.3				
	d			52.1				
	e			54.8				
	※第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域							
	※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域							
	夜間の騒音発生源ごとの最大値について a、b 地点においては基準値を下回ったものの、c、d、e 地点においては、来客車両走行音により基準値を超過した。							
地点	区域	基準値	予測値					
c	第3種	50	48.3					
d			45.1					
e			47.8					
これらの基準値を超える音源（来客車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。								
なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。								
(2) 廃棄物に係る事項等	廃棄物保管施設の容量 15.38m³							
① 廃棄物等の保管	・ 指針で定める必要な廃棄物保管容量 9.15 m³を確保している。							○
② 廃棄物等の処理	・ 許可業者による運搬・処理を行う。							○
③ その他設置者としての廃棄物等に関連す	・ 排出される生ごみ等は、密閉性が確保された構造とし、廃棄物の散乱、悪臭の漏れが生じないよう配慮する。							○

る対応方針について		
(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・松山市景観条例について、松山市都市整備部と協議の上、基準に適合するよう努める。 ・建物の形状や外壁等の色彩はできるだけシンプルなものとし、周辺の環境との調和を図る。 ・屋外広告物は、松山市屋外広告物条例に基づき、松山市都市整備部と協議を行い、市長の許可を受けて設置する。 (光害対策) ・近隣に光害を発生させないよう照明の配置、方向及び光源の種類には十分配慮する。 ・照明灯の点灯時間は、日没後から 30 分とする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 2 台、3.5m×6.0m : 1 台) を確保する。 ・身障者用トイレを設置する。	○
環境への配慮	・LED 照明の導入による省エネ化を図る。 ・トイレ等の照明に人感センサーを設置することにより節電を図る。 ・節水タイプのトイレを採用することにより節水を図る。	○

(仮称) スポーツ小売計画店舗に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
松山市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

4 その他

(1) 次回以降の審査案件

大規模小売店舗の名称（所在地）	主な届出内容 （新設・変更日）	届 出 年月日	公 告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
フジ宇和島桜町店 （宇和島市）	新設（店舗面積1,468 m ² ） （R7.3.1）	R6.8.20	R6.9.6	R6.10.16	R7.1.6	R7.4.20
西条ファッションモール （西条市）	新設（店舗面積2,094 m ² ） （R7.4.23）	R6.8.22	R6.9.3	R6.9.25	R6.12.27	R7.4.22
（仮称）ドラッグストアモリ大洲若宮店 （大洲市）	新設（店舗面積1,407 m ² ） （R7.4.23）	R6.8.22	R6.9.3	R6.10.10	R6.12.27	R7.4.22
（仮称）ドラッグストアモリ今治別宮町店 （今治市）	駐車場位置	R6.9.5	R6.9.17	掲示	R7.1.17	R7.5.5
ドラッグコスモス宇和島丸之内店 （宇和島市）	新設（店舗面積1,273 m ² ） （R7.5.14）	R6.9.13	R6.10.8	R6.11.13	R7.2.7	R7.5.13
（仮称）ドラッグストアモリ新居浜徳常店・セブンーイレブン新居浜徳常町店 （新居浜市）	新設（店舗面積1,519 m ² ） （R7.5.28）	R6.9.27	R6.10.11	R6.10.29	R7.2.10	R7.5.27
クスリのアオキ喜光地店 （新居浜市）	店舗面積の合計：1,494 m ² ⇒1,788 m ² 駐車場の位置及び収容台数：120 台⇒80 台 駐車場位置及び収容台数：31 台⇒37 台 開店時刻及び閉店時刻： 株式会社ママイ 午前9時～午後10時 ⇒株式会社クスリのアオキ 午前8時～午後10時 駐車場利用可能時間帯：午前8時30分～午後10時30分⇒午前7時30分～午後10時15分 （R7.6.16）	R6.10.15	R6.10.25	R6.11.7	R7.2.25	R7.6.15
ラ・ムー四国中央店 （四国中央市）	新設（店舗面積1,676 m ² ） （R7.6.23）	R6.10.22	R6.11.1	R6.12.11	R7.2.28	R7.6.22
ドラッグコスモス八幡浜店 （八幡浜市）	新設（店舗面積1,345 m ² ） （R7.7.12）	R6.11.11	R6.11.26	R6.12.25	R7.3.26	R7.7.11
スーパーセンタートライアル西条店 （西条市）	新設（店舗面積4,278 m ² ） （R7.7.14）	R6.11.13	R6.11.26	R7.1.7	R7.3.26	R7.7.13
ラ・ムー今治店 （今治市）	新設（店舗面積1,594 m ² ） （R7.7.14）	R6.11.13	R6.11.26	R7.1.10	R7.3.26	R7.7.13

※網掛けは審議会案件（新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等）である。

(2) フォローアップ調査について
調査予定等

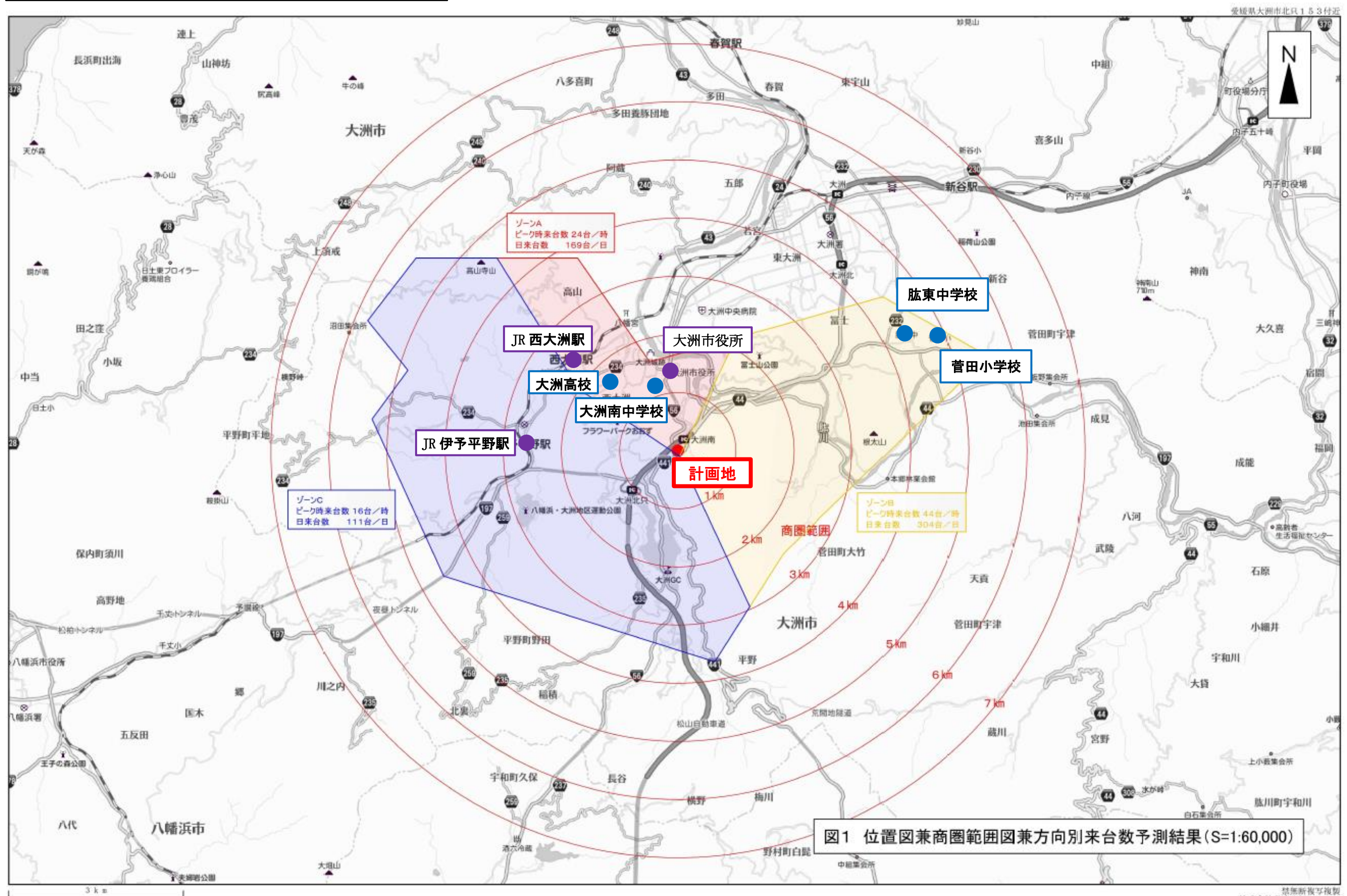
大規模小売店舗の届出 名称 (所在地)	届 出 内 容	届 出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
(仮称) ドラッグコス モス鬼北店 (鬼北町)	新設	R5. 9. 6	R6. 3. 15	R6. 6. 29	(鬼北町からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置町が実施した実態調査の結果及び 店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活 環境への問題は発生しておらず、また、 周辺住民からの苦情も発生していない ため、問題なし。
フジ藤原店 (松山市)	変更	R5. 10. 26	R6. 5. 20	R6. 8. 3	(松山市からの報告) 問題なし。 (県の意見) 設置市が実施した実態調査の結果及び 店舗設置者の自己評価の結果、周辺生活 環境への問題は発生しておらず、また、 周辺住民からの苦情も発生していない ため、問題なし。
オズメッセ西敷地 (大洲市)	新設	R6. 1. 29	R6. 9. 12	R6. 10. 18	照会中

参考資料（関係図面）

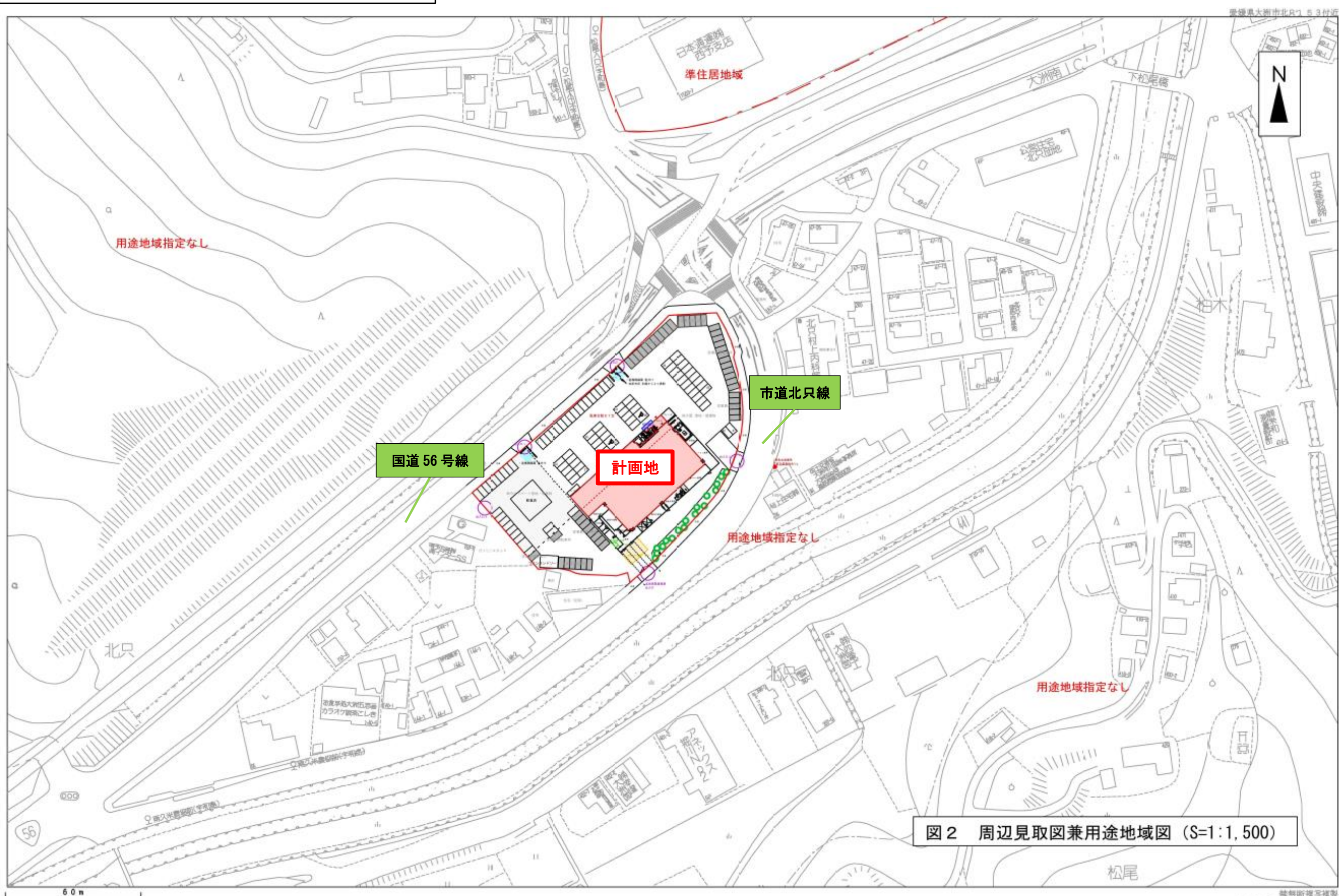
（１）届出案件についての審査（３件）

○（仮称）mac 大洲北只店	1	～	7
○ドラッグコスモス北高下店	8	～	15
○（仮称）スポーツ小売計画店舗	16	～	24

図面① 広域見取図（（仮称）mac 大洲北只店）



図面② 周辺見取図（（仮称）mac 大洲北只店）



図面③ 配置図（（仮称）mac 大洲北只店）

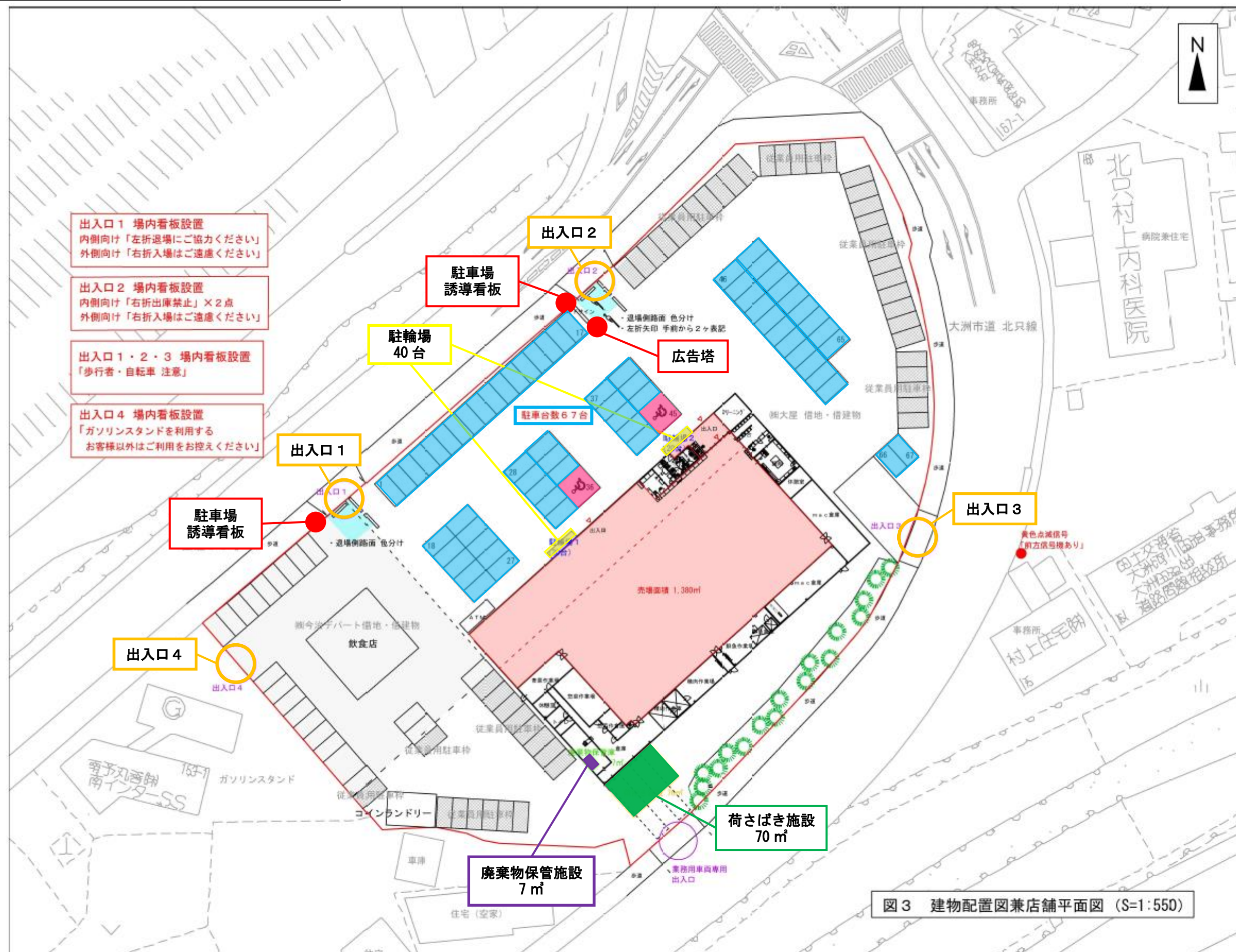
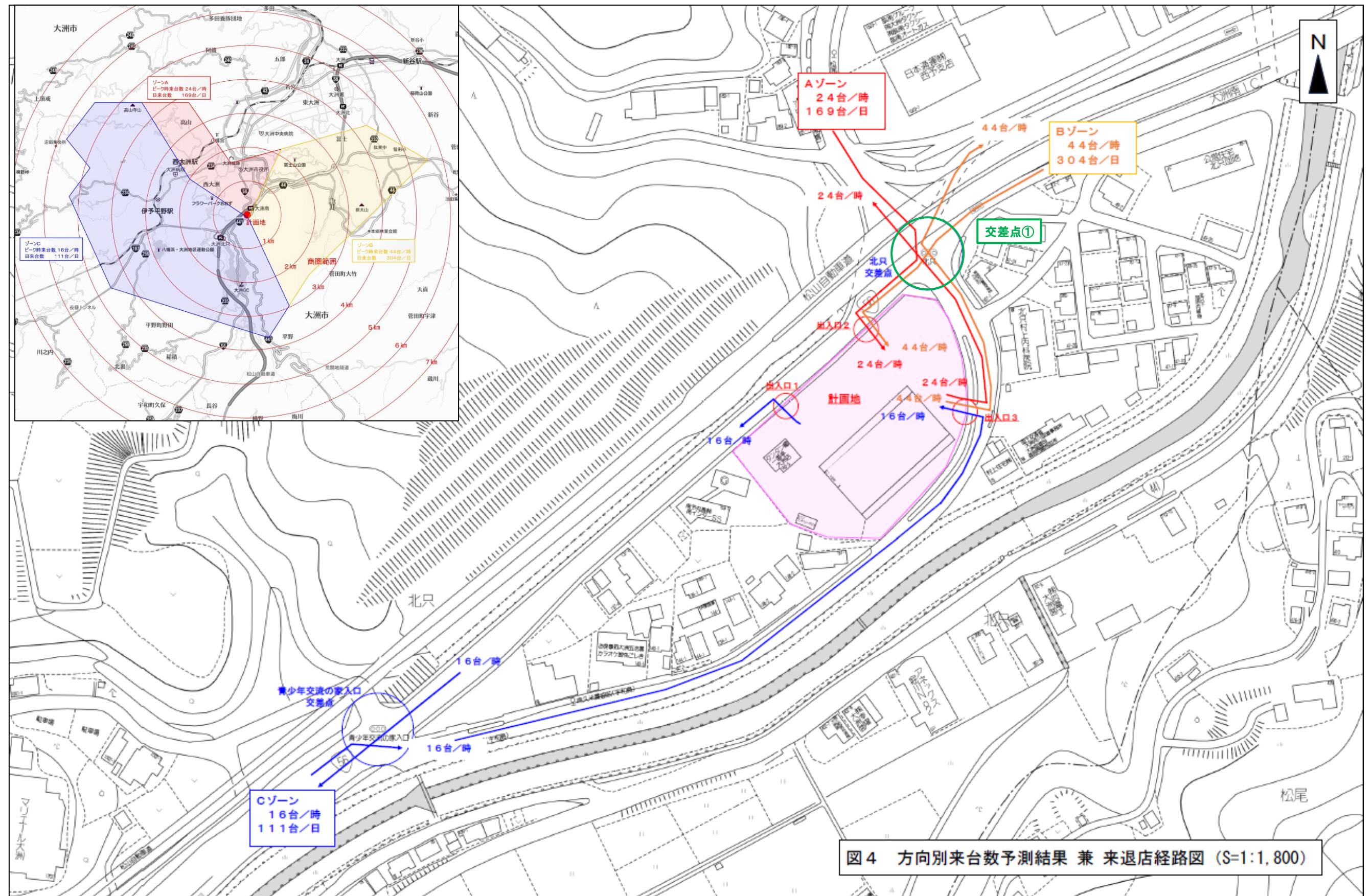
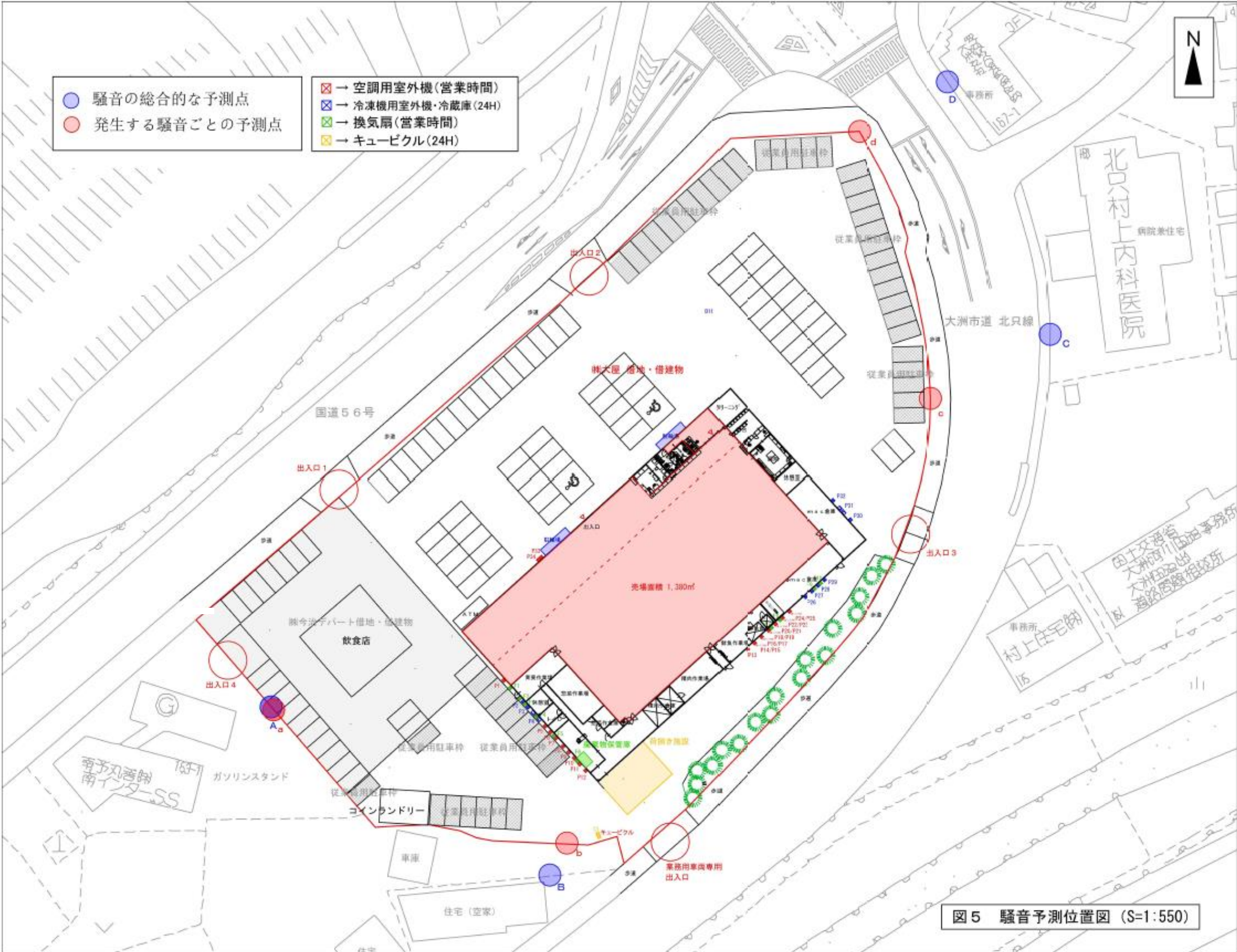


図3 建物配置図兼店舗平面図 (S=1:550)

図面④ 誘導経路図（（仮称）mac 大洲北只店）

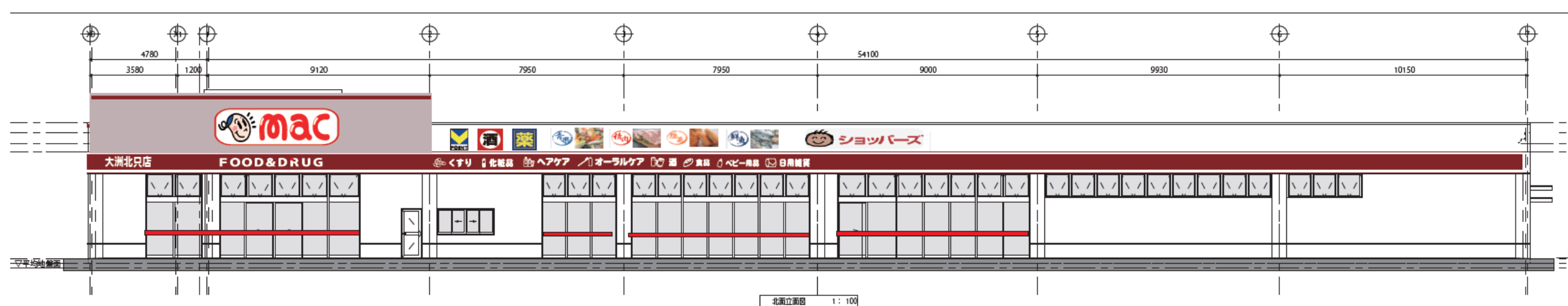


図面⑤ 騒音予測地点位置図（（仮称）mac 大洲北只店）

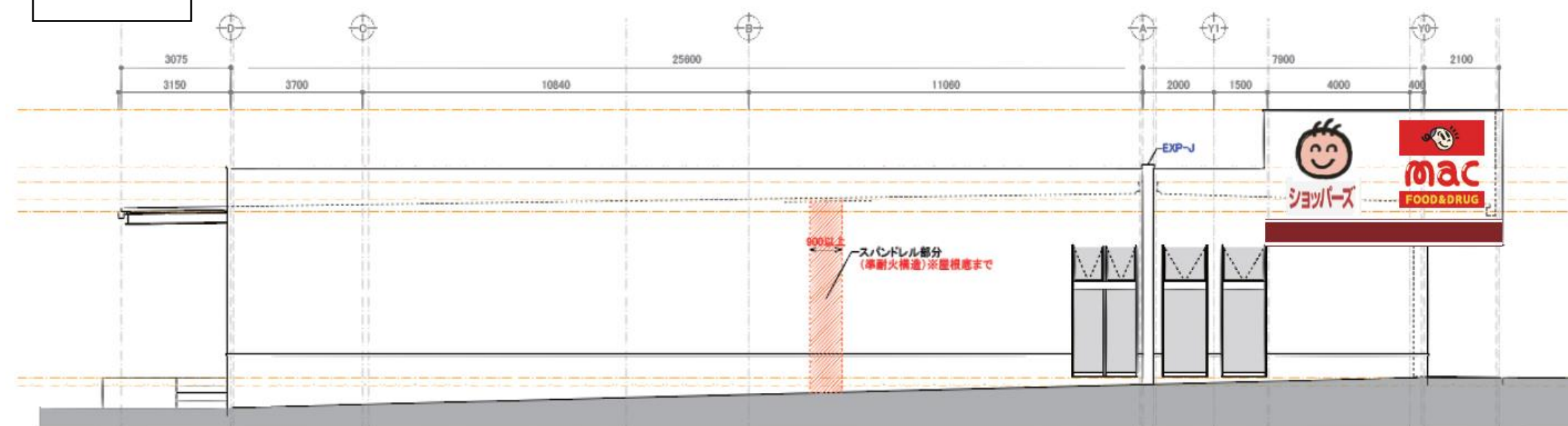


図面⑥ 店舗外観等（（仮称）mac 大洲北只店）

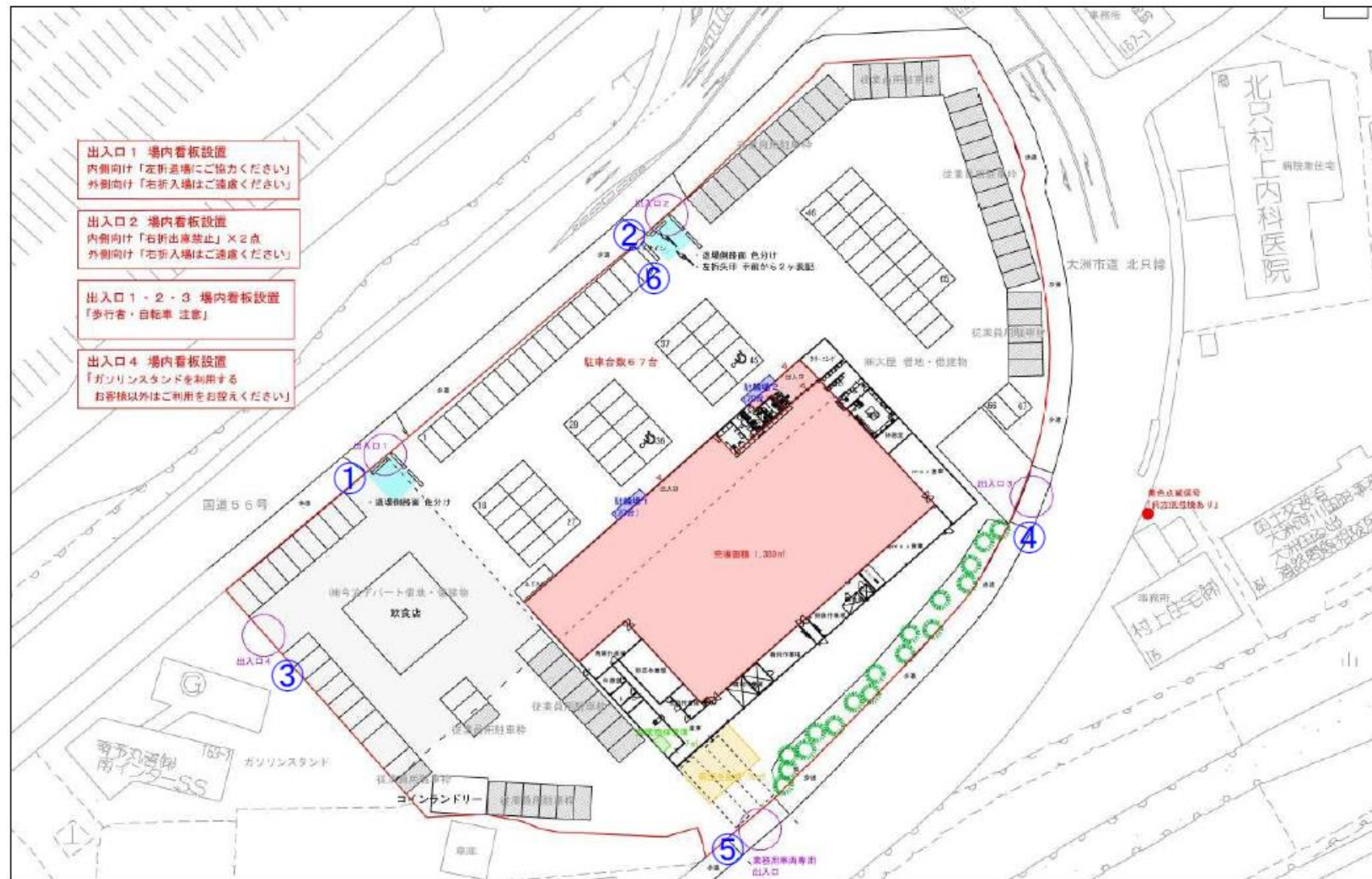
北西側



北東側



図面⑦ 場内看板等（（仮称）mac 大洲北只店）



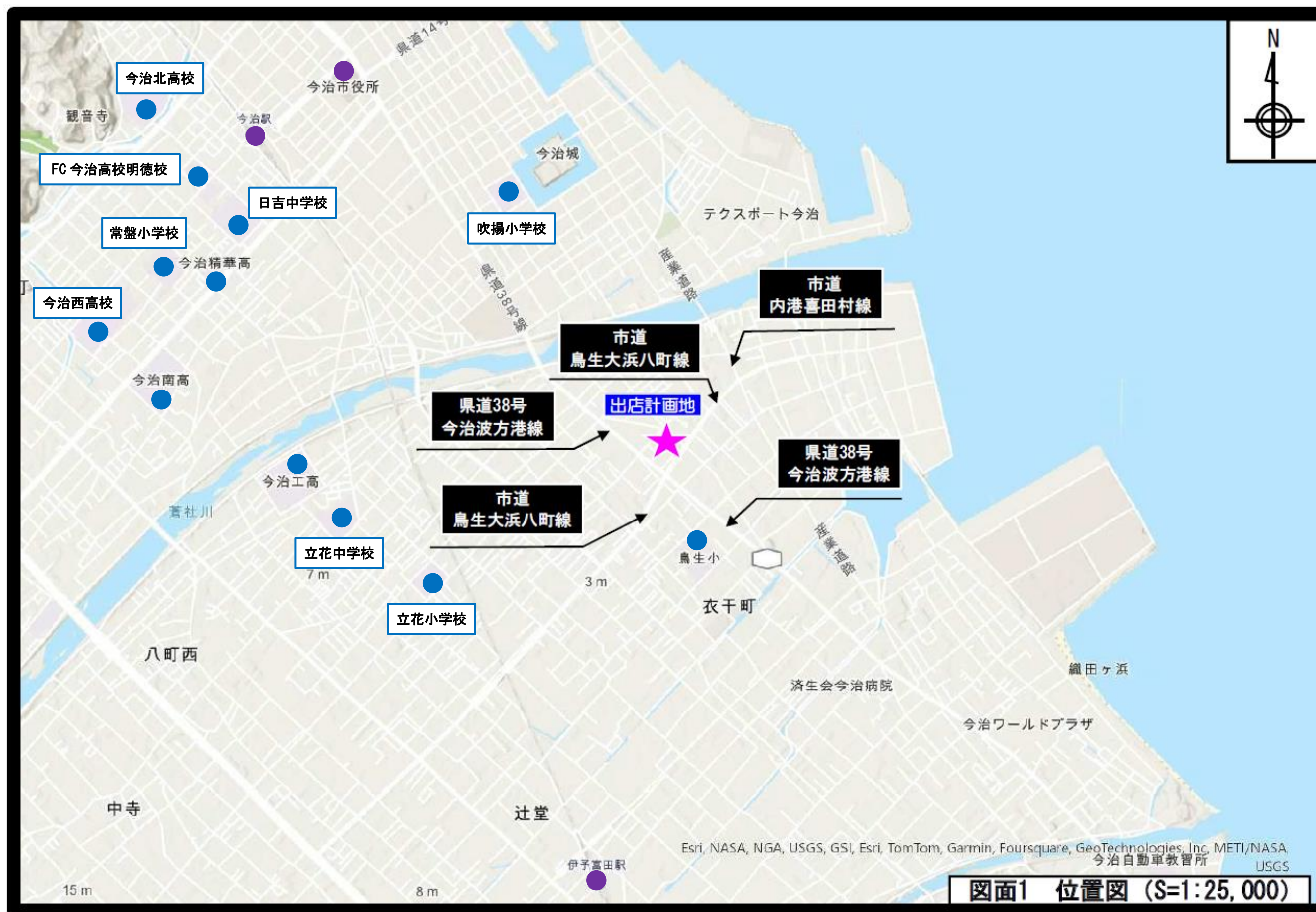
- 出入口1 場内看板設置
内側向け「左折進場にご協力ください」
外側向け「右折入場はご遠慮ください」
- 出入口2 場内看板設置
内側向け「右折出庫禁止」×2点
外側向け「右折入場はご遠慮ください」
- 出入口1・2・3 場内看板設置
「歩行者・自転車注意」
- 出入口4 場内看板設置
「ガソリンスタンドを利用する
お客様以外はご利用をお控えください」

①		④	
②		⑤	
③		⑥	

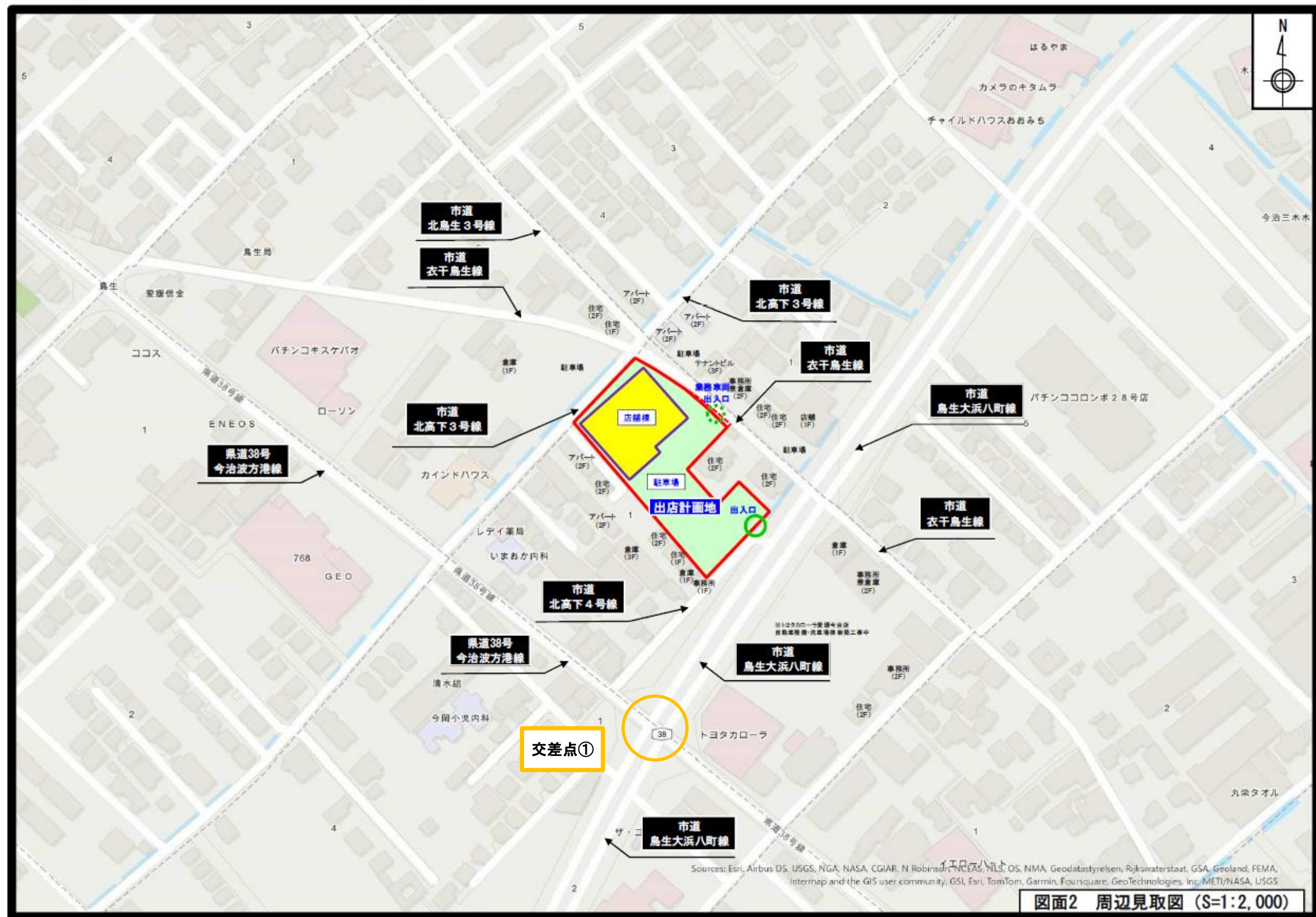
○その他看板図案



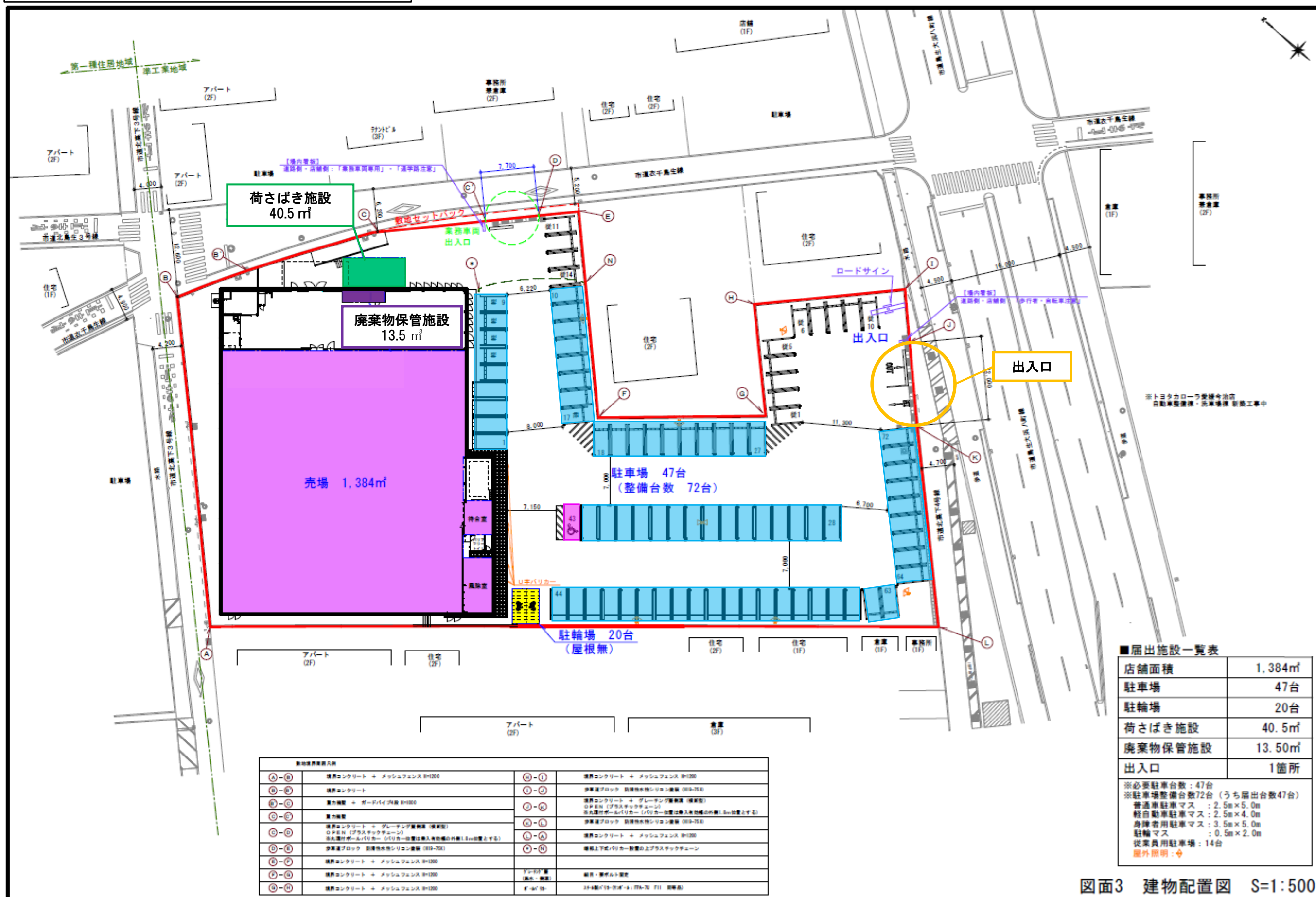
図面⑧ 広域見取図（ドラッグコスモス北高下店）



図面⑨ 周辺見取図（ドラッグコスモス北高下店）

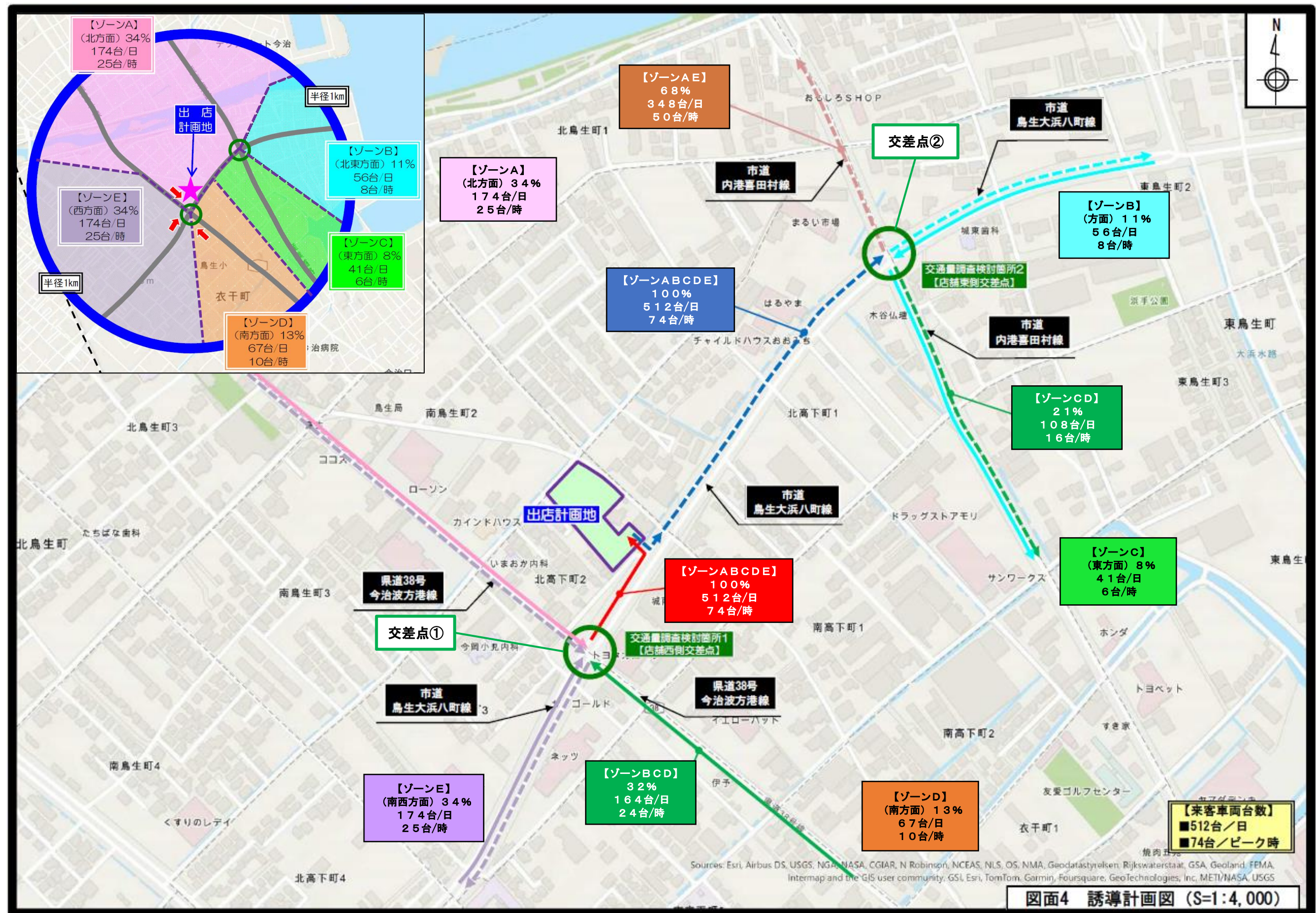


図面⑩ 配置図（ドラッグコスモス北高下店）

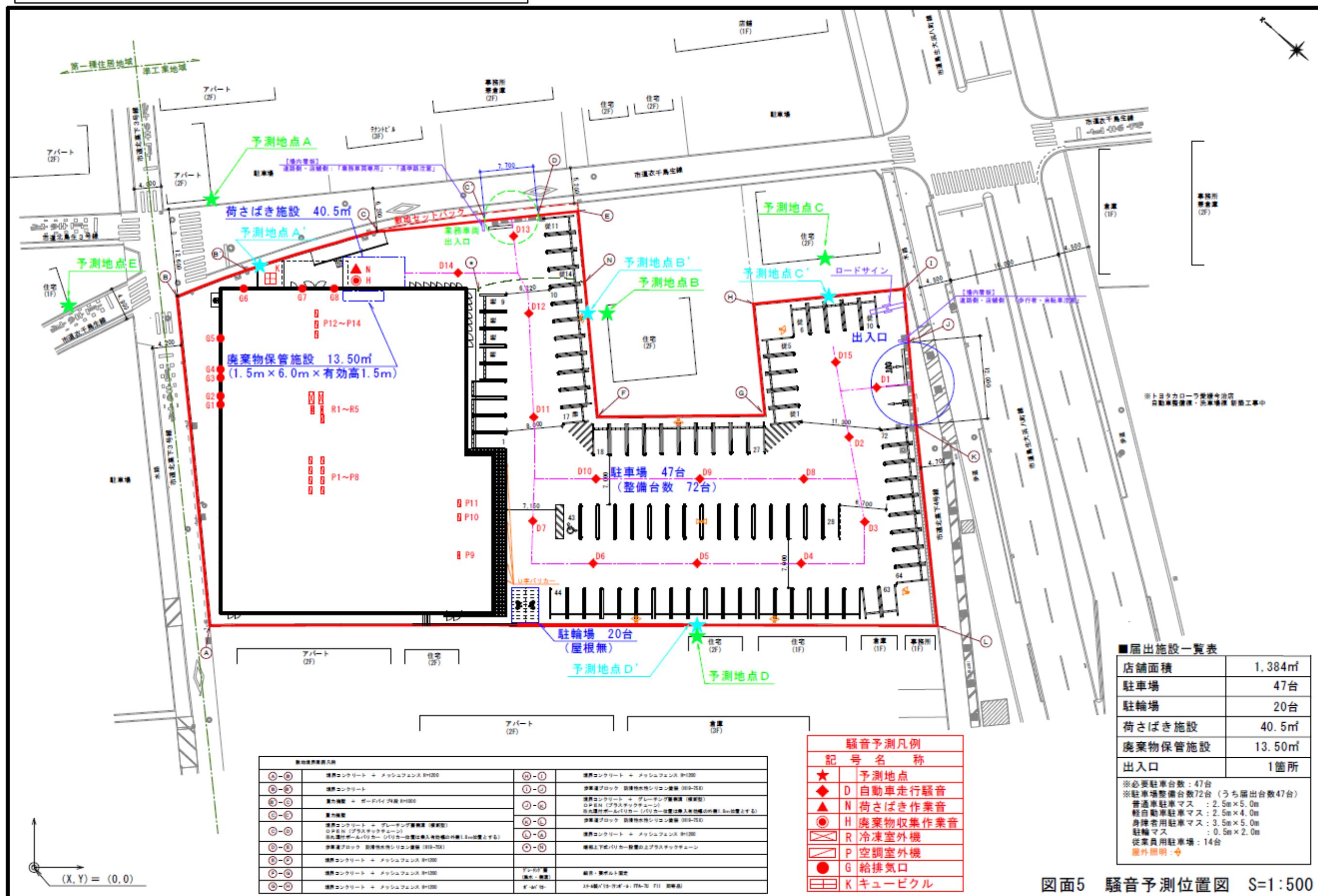


図面3 建物配置図 S=1:500

図面⑪ 誘導経路図（ドラッグコスモス北高下店）



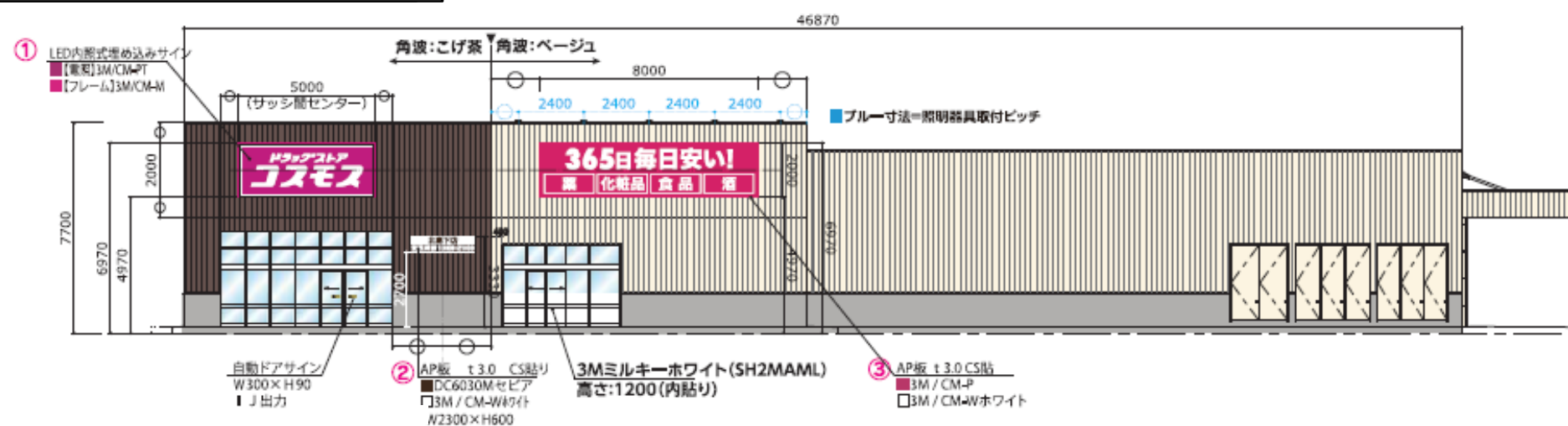
図面⑫ 騒音予測地点位置図（ドラッグコスモス北高下店）



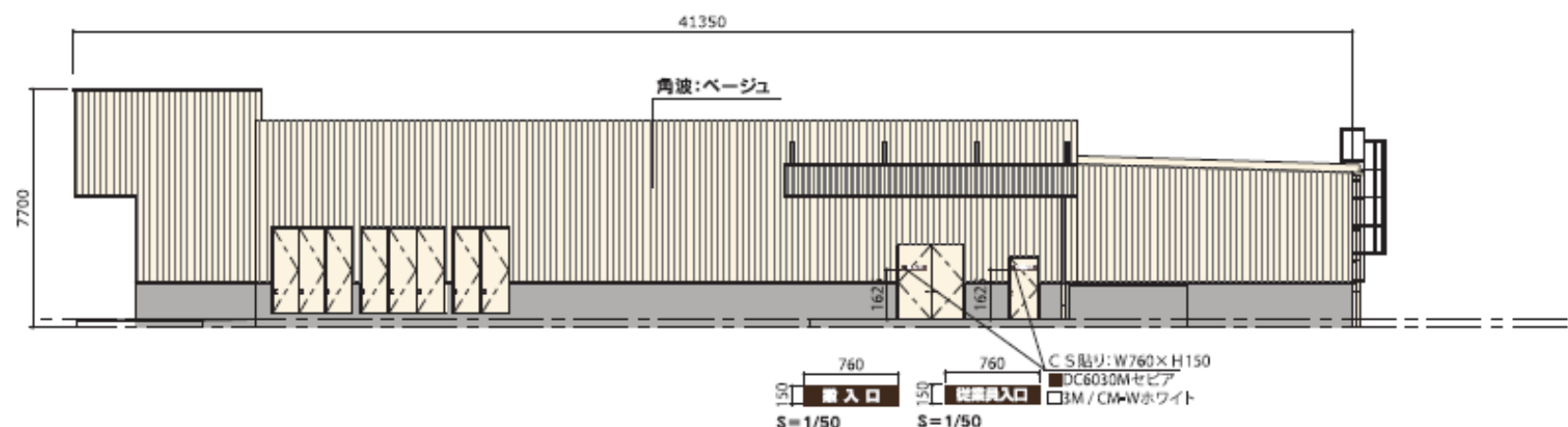
図面5 騒音予測位置図 S=1:500

図面⑬ 店舗外観等（ドラッグコスモス北高下店）

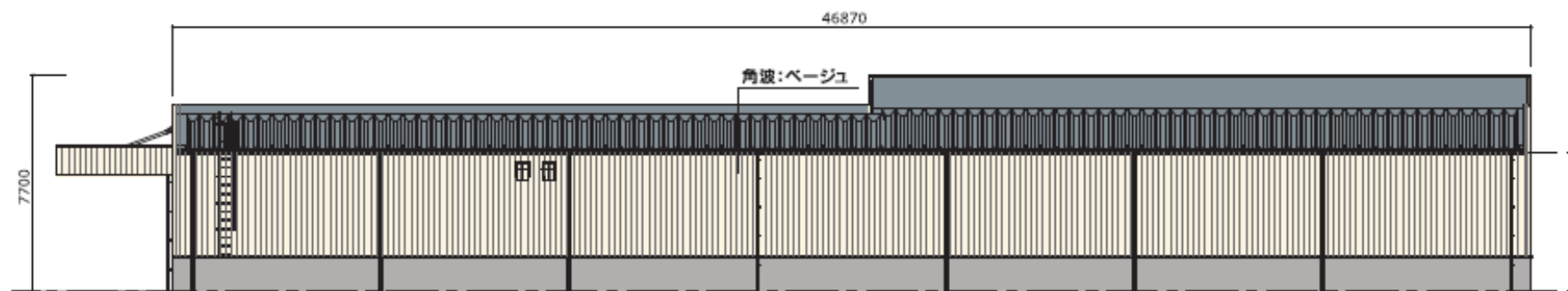
南側



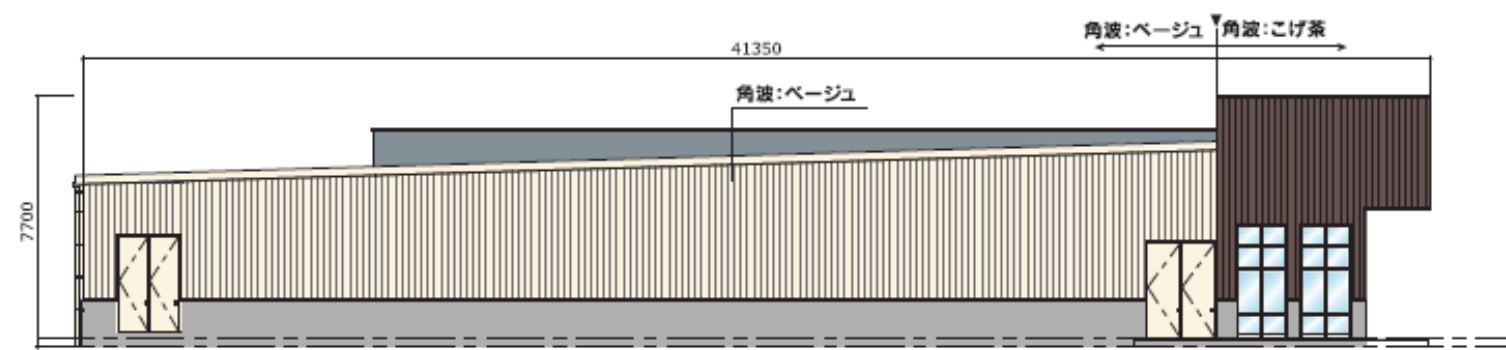
東側



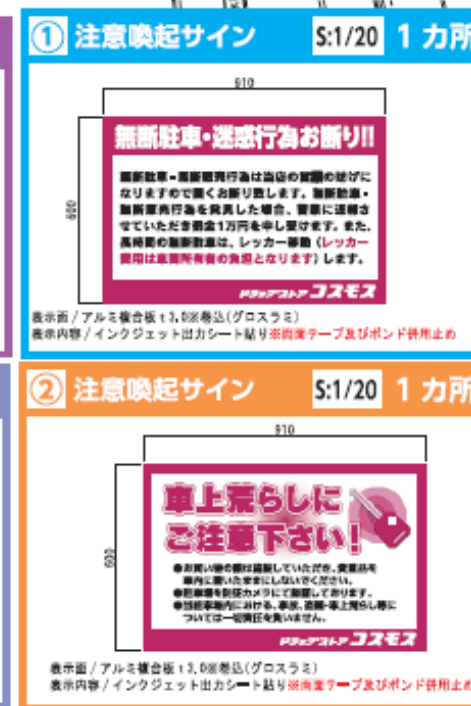
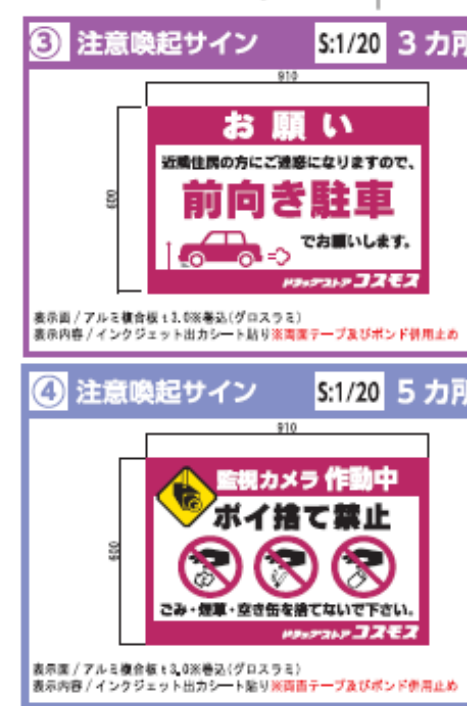
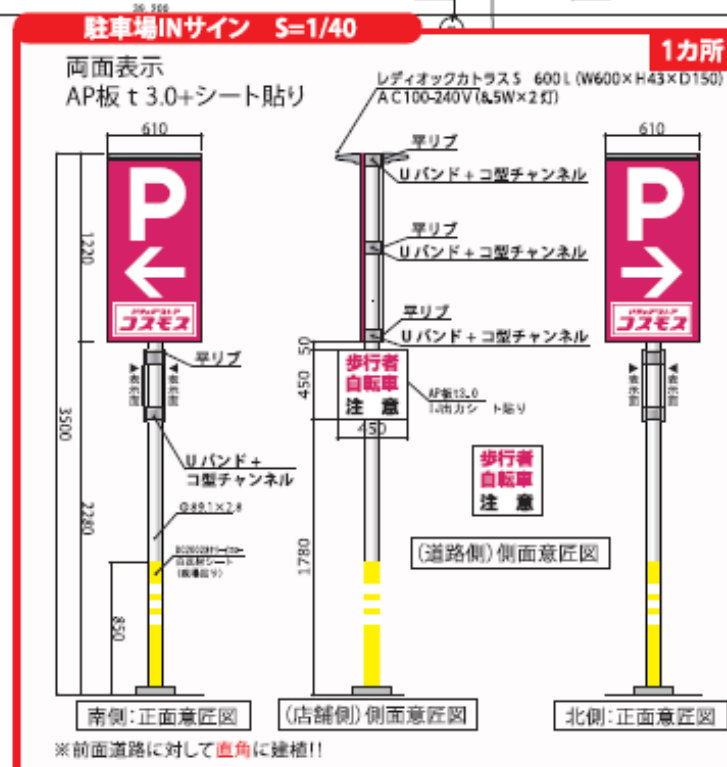
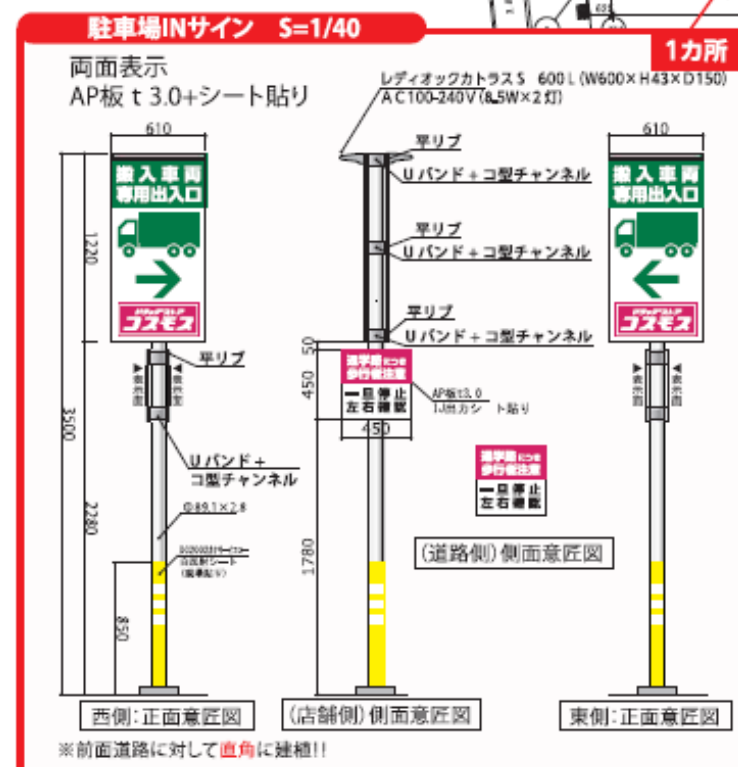
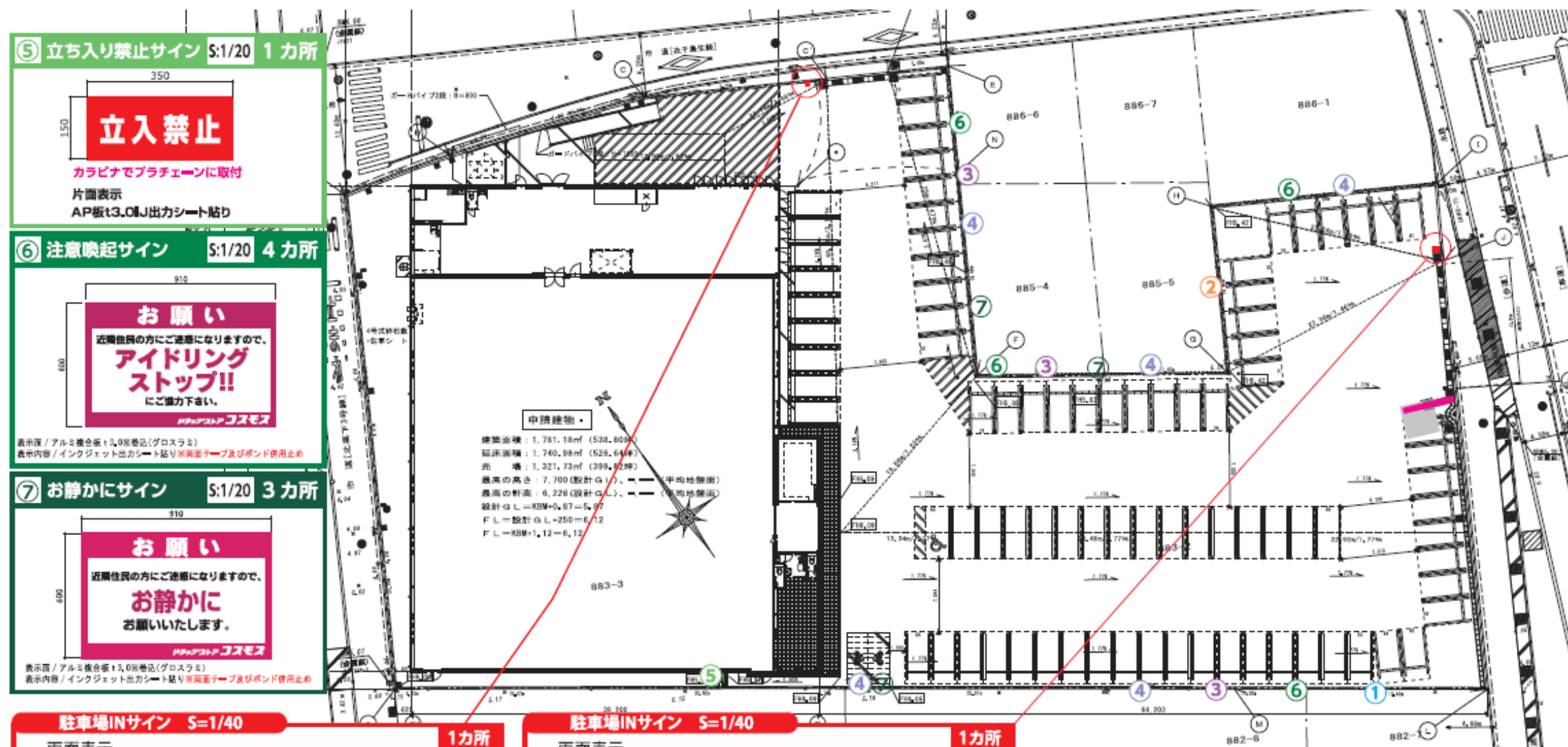
北側



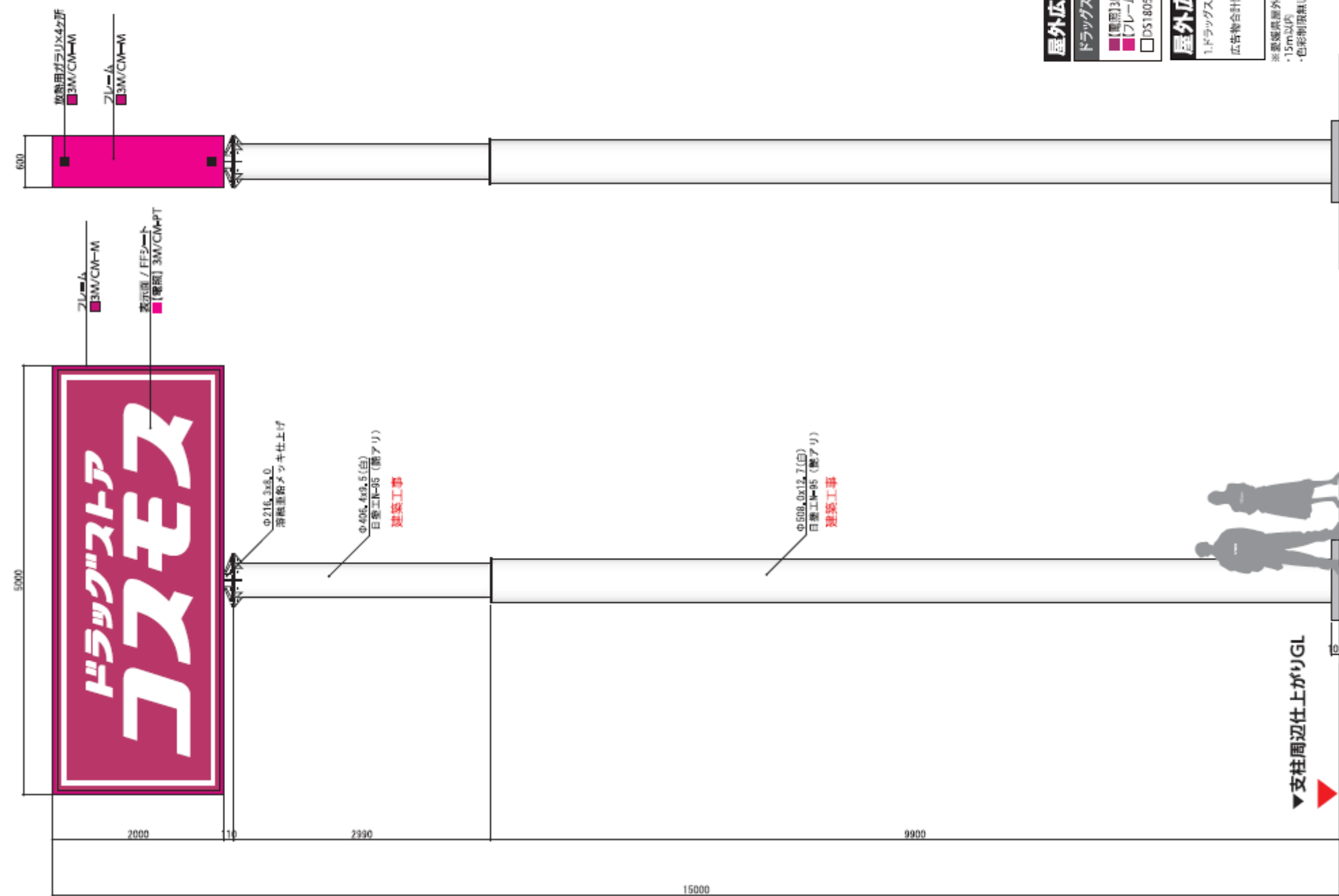
西側



図面⑭ 駐車場サイン等（ドラッグコスモス北高下店）



図面⑮ 駐車場サイン等（ドラッグコスモス北高下店）

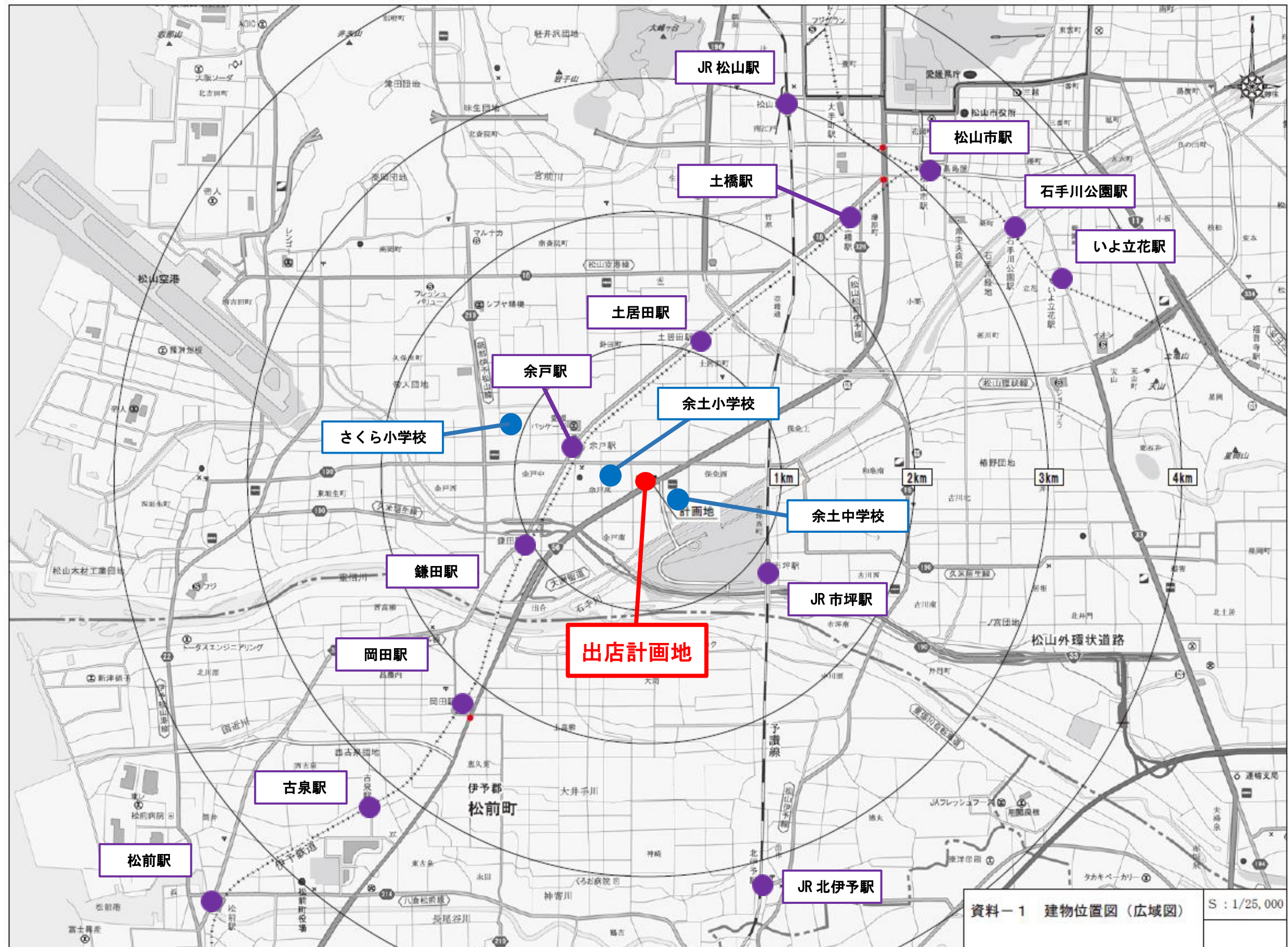


塩害対策仕様

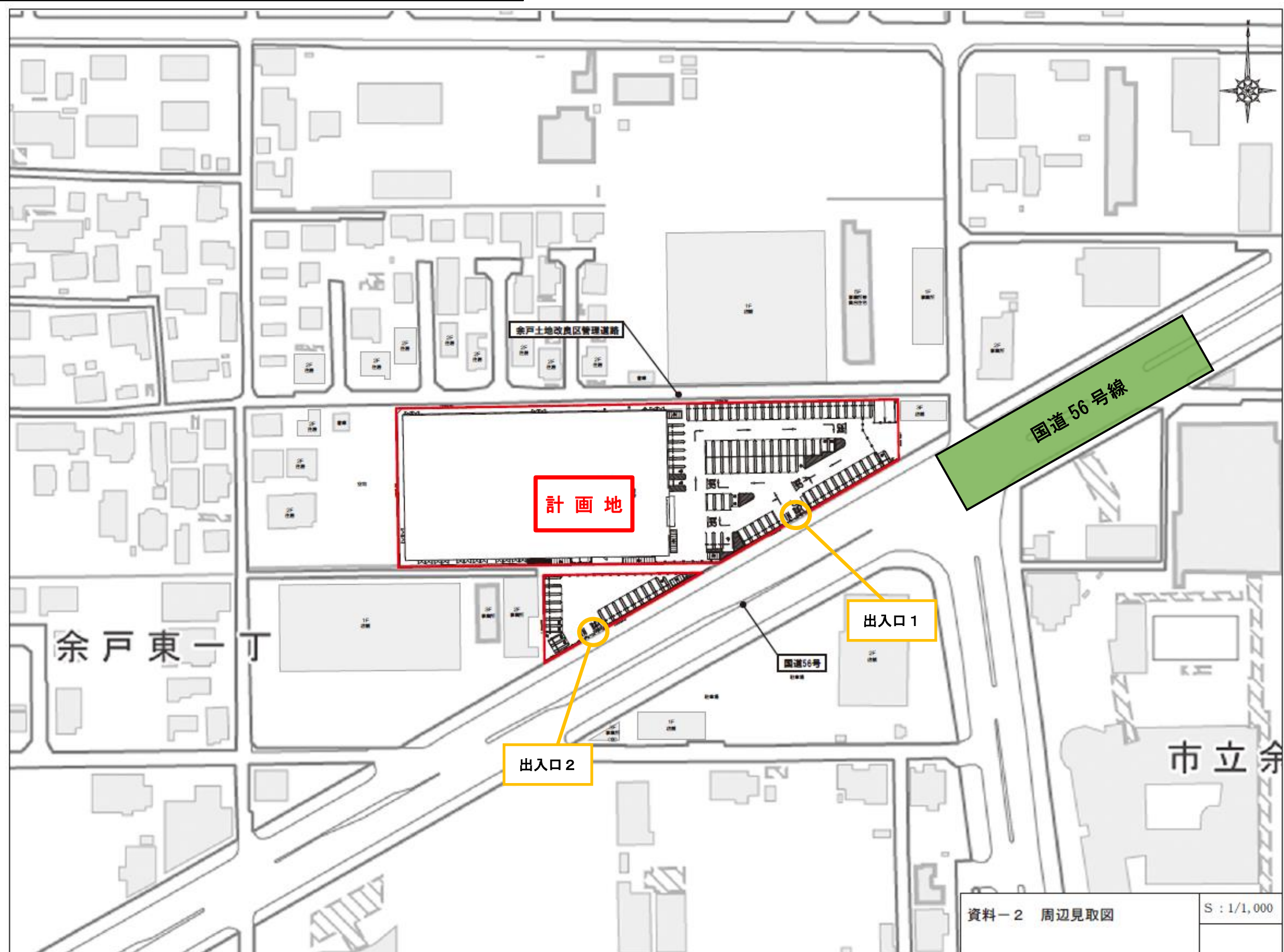
屋外広告物・色彩		
ドッキングストアコスモス		色相 明度 彩度
■ 黒曜石3M/CMP-T ■ フレーム3M/CAM	7.2RP	3.8 / 16.8
	5.9RP	3.8 / 15.8
□ DS1805ホワイト	N9.5	

※要標果屋外広告物条例
・15m以内
・色彩制限無し

図面⑬ 広域見取図（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



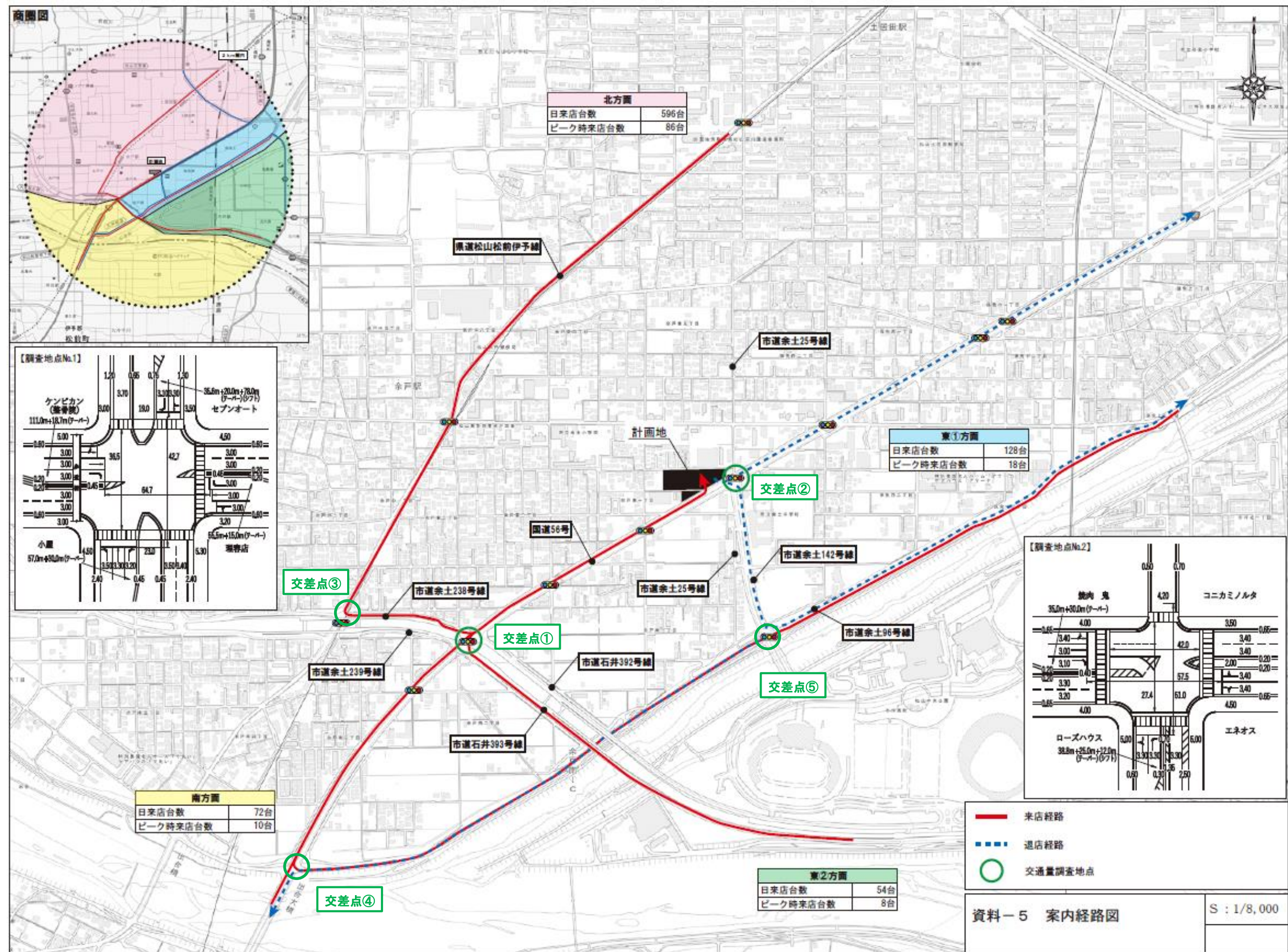
図面⑪ 周辺見取図（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



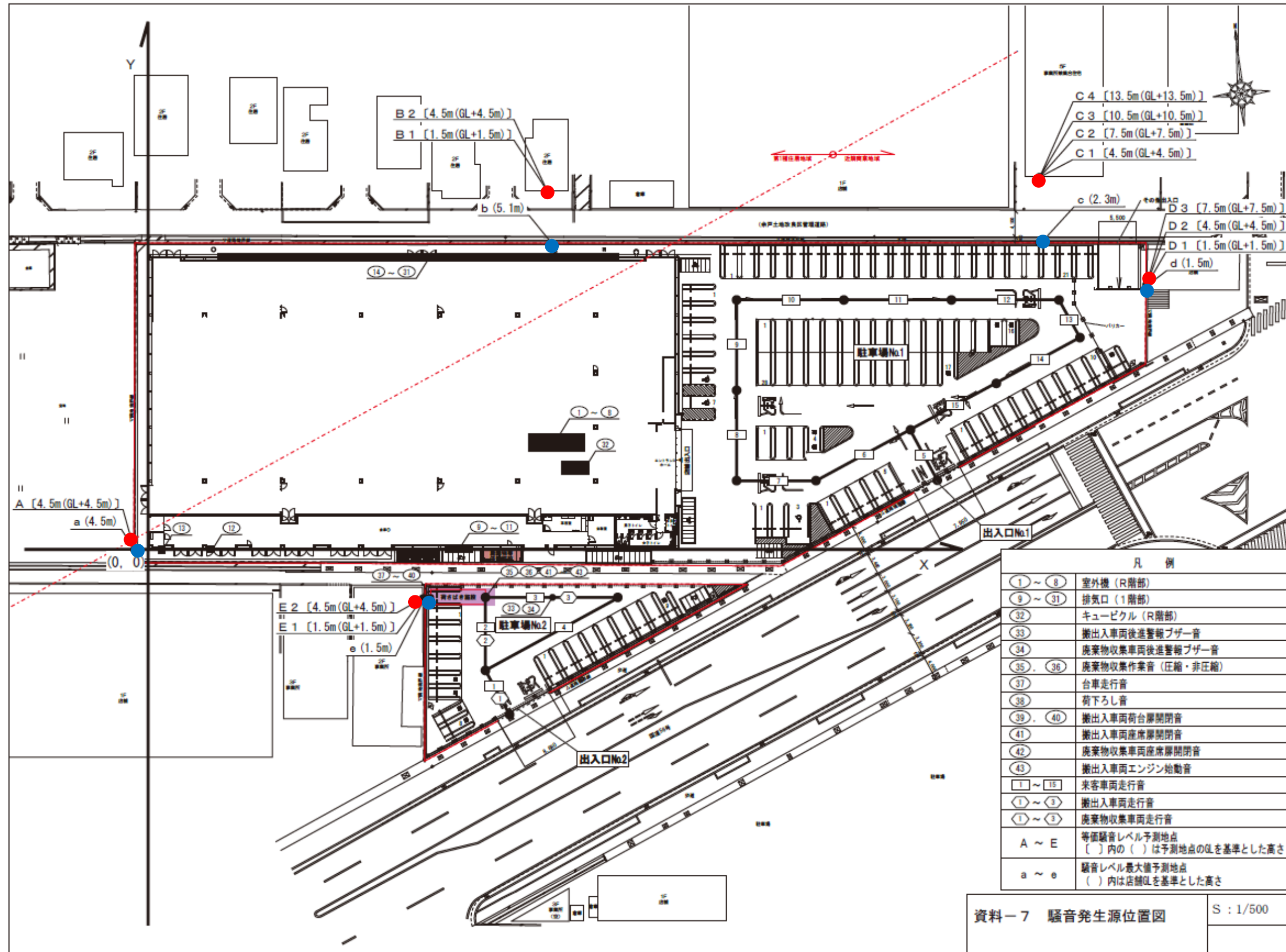
図面⑱ 配置図（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



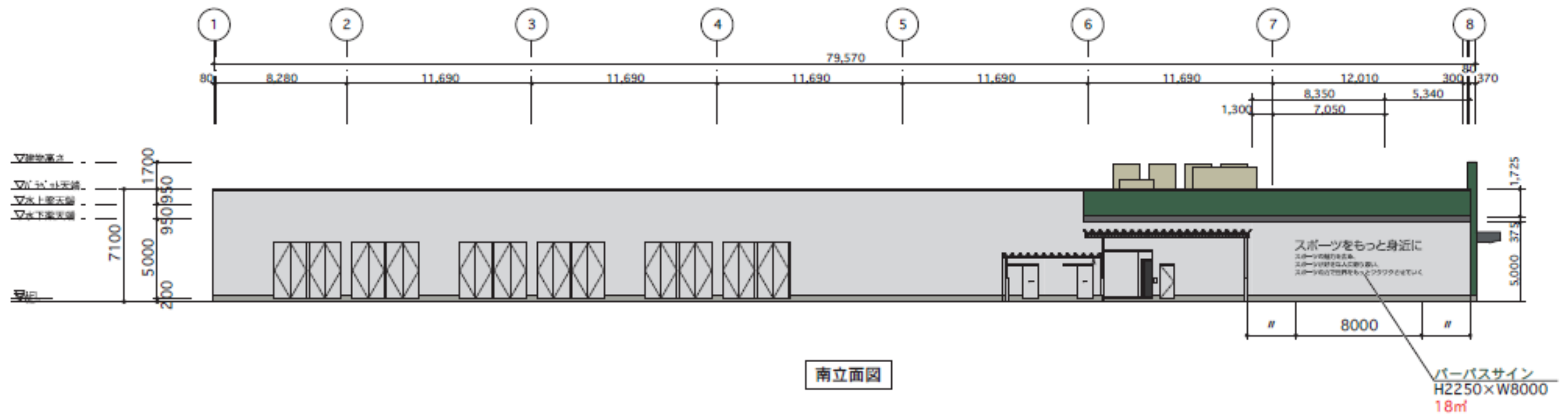
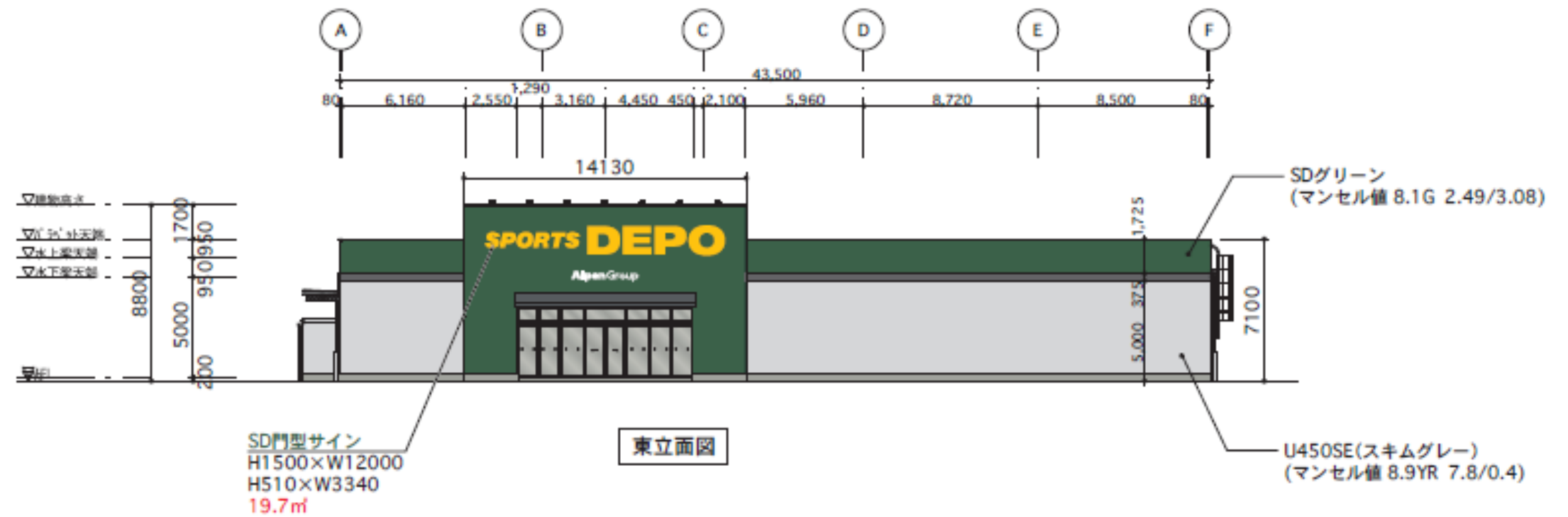
図面⑬ 誘導経路図（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



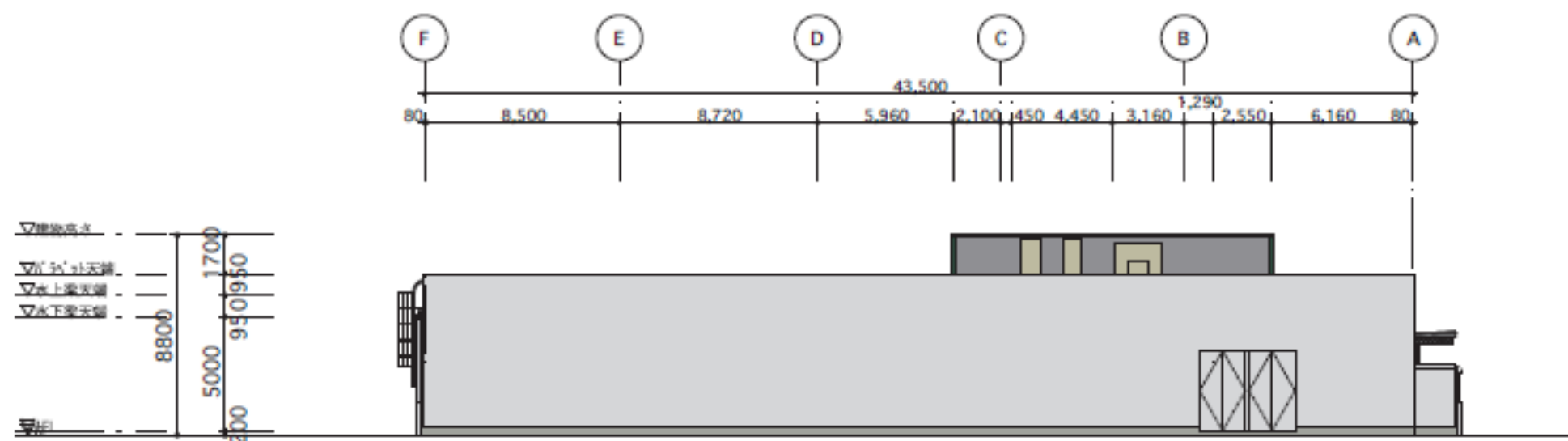
図面②⑩ 騒音予測地点位置図（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



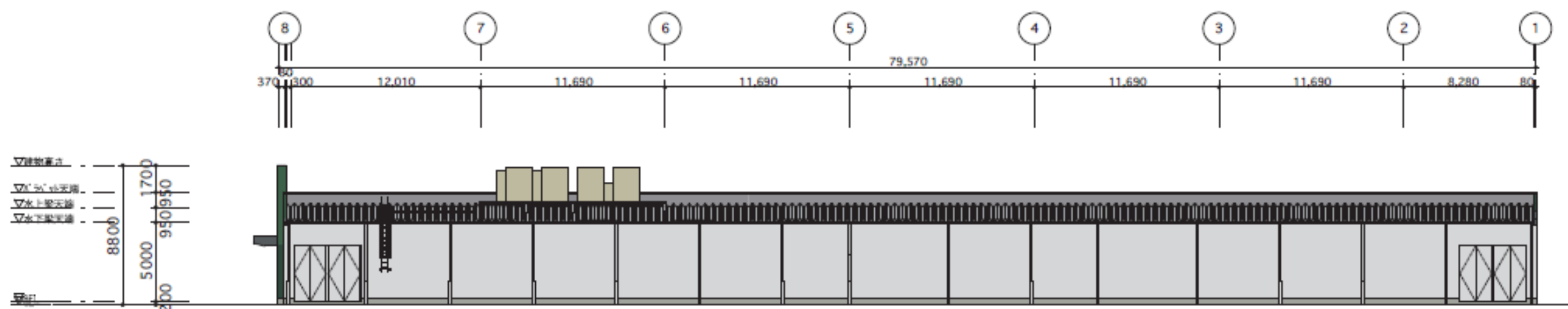
図面②① 店舗外観①（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



図面② 店舗外観②（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



西立面図



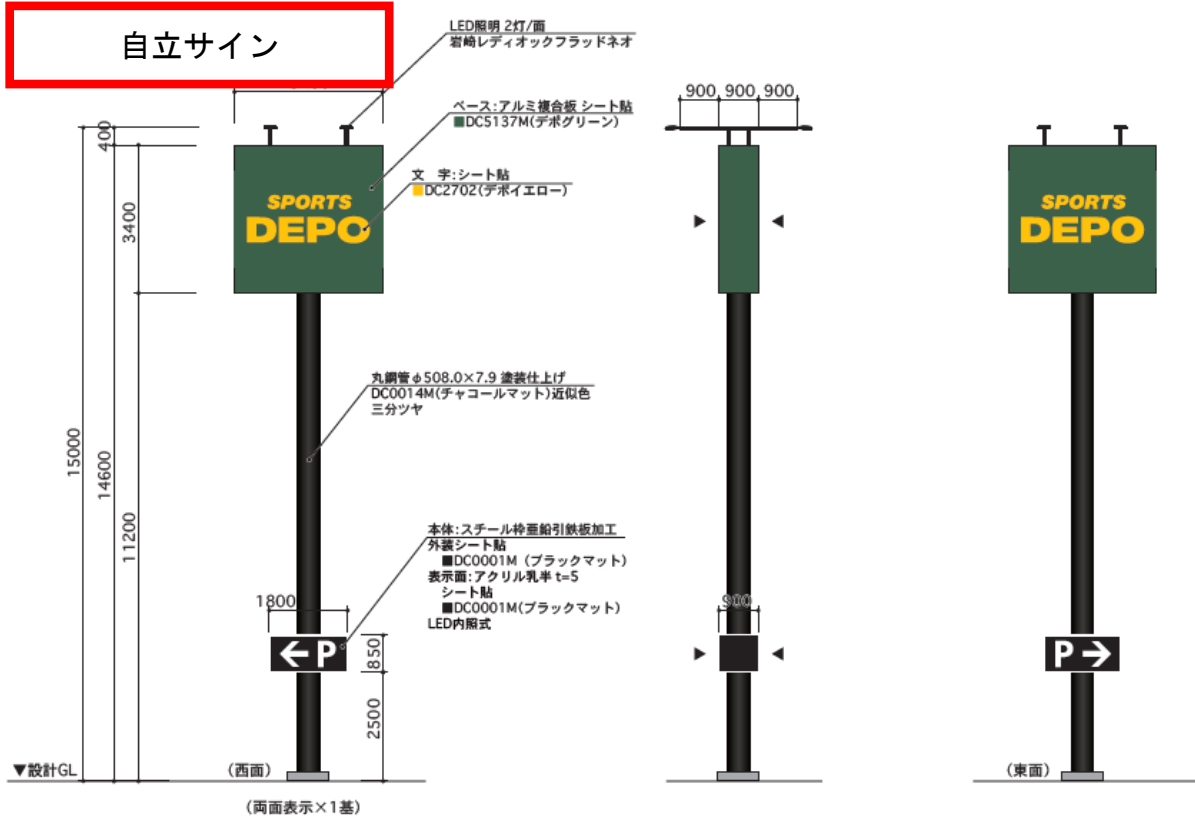
北立面図

図面②③ 店舗外観③（（仮称）スポーツ小売計画店舗）



図面②④ 駐車場サイン等（（仮称）スポーツ小売計画店舗）

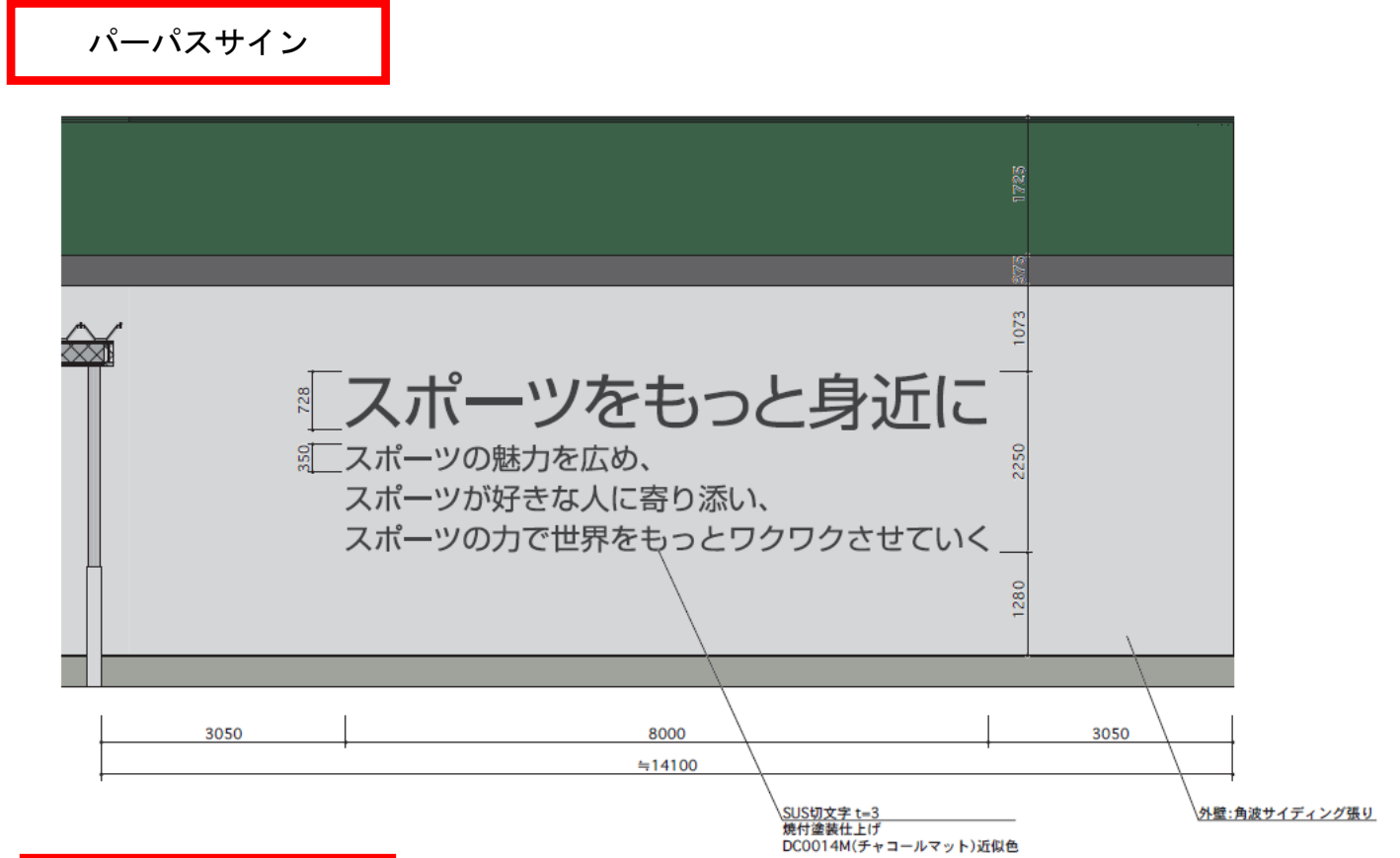
自立サイン



SD門型サイン



パーパスサイン



INサイン（外照式）

